

令和3年
第6回

沖縄県議会（臨時会）会議録

令和3年8月18日 開会

令和3年8月19日 閉会

} 2日間

沖 縄 県 議 会

令和3年
第6回 沖縄県議会（臨時会）会議録目次

1. 会期日程	3
1. 開会日に応招した議員	5

○第1号（8月18日）

1. 開会年月日時	7
1. 議事日程	7
1. 本日の会議に付した事件	7
1. 出席議員	7
1. 説明のため出席した者の職、氏名	8
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	8
1. 開 会	8
1. 諸般の報告	8
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	8
1. 日程第2 会期の決定	8
1. 日程第3 甲第1号議案	8
1. 知事（玉城デニー君）の提案理由説明	9
1. 質 疑	9
大城 憲幸君	9
小渡良太郎君	12
新垣 淑豊君	17
照屋 守之君	21
喜友名智子さん	26
1. 委員会付託	29
1. 日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の 再興に関する条例	29
1. 座波 一君の提案理由説明	29
1. 質 疑	30
比嘉 瑞己君	30
1. 委員会付託	33
1. 散 会	33

○第2号（8月19日）

1. 開議年月日時	35
1. 議事日程	35
1. 本日の会議に付した事件	35
1. 出席議員	35
1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名	36
1. 開 議	36
1. 諸般の報告	36
1. 日程第1 甲第1号議案	36

1. 委員長報告（総務企画委員長）	36
1. 採 決	36
1. 一括議題	37
{ 日程追加 議員提出議案第2号 米軍属による強制的性交等未遂事件に関する意見書 { 日程追加 議員提出議案第3号 米軍属による強制的性交等未遂事件に関する抗議決議	
1. 照屋 守之君の提案理由説明	37
1. 採 決	37
1. 議員派遣	37
1. 日程第2 閉会中の継続審査の件	38
1. 採 決	38
1. 閉 会	38

○巻末掲載文書

1. 知事提出議案	41
1. 議員提出議案	43
1. 諸般の報告	49
1. 委員会審査報告書	51
1. 閉会中継続審査及び調査申出書	53
1. 議案処理一覧表	55

令和3年第6回沖縄県議会（臨時会）会期日程

会期2日間 自 令和3年8月18日
至 令和3年8月19日

	月 日	曜日	日 程	備 考
1	8月18日	水	本 会 議 (会議録署名議員の指名) (会期の決定) (知事提出議案の説明、質疑) (議員提出議案の説明、質疑) 委 員 会 (議案審査)	委員会付託
2	19日	木	本 会 議 (委員長報告、採決)	

開会日に応招した議員

赤 嶺 昇 君	仲 村 家 治 君
仲 田 弘 毅 君	仲宗根 悟 君
新 垣 光 栄 君	仲 村 未 央 さん
翁 長 雄 治 君	玉 城 武 光 君
喜友名 智 子 さん	比 嘉 瑞 己 君
島 袋 恵 祐 君	当 山 勝 利 君
玉 城 健一郎 君	照 屋 大 河 君
大 城 憲 幸 君	山 内 末 子 さん
上 原 章 君	西 銘 啓史郎 君
小 渡 良太郎 君	座 波 一 君
新 垣 淑 豊 君	大 浜 一 郎 君
島 尻 忠 明 君	呉 屋 宏 君
仲 里 全 孝 君	花 城 大 輔 君
平 良 昭 一 君	又 吉 清 義 君
次呂久 成 崇 君	崎 山 嗣 幸 君
國 仲 昌 二 君	玉 城 ノブ子 さん
瀬 長 美佐雄 君	西 銘 純 恵 さん
山 里 将 雄 君	渡久地 修 君
上 里 善 清 君	瑞慶覧 功 君
當 間 盛 夫 君	比 嘉 京 子 さん
金 城 勉 君	末 松 文 信 君
新 垣 新 君	島 袋 大 君
下 地 康 教 君	中 川 京 貴 君
石 原 朝 子 さん	照 屋 守 之 君

令和3年8月18日

令和3年
第6回 沖縄県議会（臨時会）会議録
(第1号)

令和3年
第6回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第1号）

令和3年8月18日（水曜日）午前10時開会

議 事 日 程 第1号

令和3年8月18日（水曜日）

午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 甲第1号議案（知事説明、質疑）

第4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

座波 一君	小渡良太郎君		
新垣 淑豊君	島尻 忠明君		
仲里 全孝君	新垣 新君		
下地 康教君	石原 朝子さん		
仲村 家治君	西銘啓史郎君		
大浜 一郎君	呉屋 宏君	提出	議員提出議案第1号
花城 大輔君	又吉 清義君		
末松 文信君	島袋 大君		
中川 京貴君	照屋 守之君		
仲田 弘毅君	上原 章君		
金城 勉君			

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 甲第1号議案

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）

日程第4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例

出席議員（48名）

議長	赤 嶺 昇 君	11 番	仲 里 全 孝 君
副議長	仲 田 弘 毅 君	12 番	平 良 昭 一 君
1 番	新 垣 光 栄 君	13 番	次 呂 久 成 崇 君
2 番	翁 長 雄 治 君	14 番	國 仲 昌 二 君
3 番	喜 友 名 智 子 さん	15 番	瀬 長 美 佐 雄 君
4 番	島 袋 恵 祐 君	16 番	山 里 将 雄 君
5 番	玉 城 健 一 郎 君	17 番	上 里 善 清 君
6 番	大 城 憲 幸 君	18 番	當 間 盛 夫 君
7 番	上 原 章 君	19 番	金 城 勉 君
8 番	小 渡 良 太 郎 君	20 番	新 垣 新 君
9 番	新 垣 淑 豊 君	21 番	下 地 康 教 君
10 番	島 尻 忠 明 君	22 番	石 原 朝 子 さん

23 番	仲 村 家 治 君	35 番	花 城 大 輔 君
24 番	仲宗根 悟 君	36 番	又 吉 清 義 君
25 番	仲 村 未 央 さん	38 番	崎 山 嗣 幸 君
26 番	玉 城 武 光 君	39 番	玉 城 ノブ子 さん
27 番	比 嘉 瑞 己 君	40 番	西 銘 純 恵 さん
28 番	当 山 勝 利 君	41 番	渡久地 修 君
29 番	照 屋 大 河 君	42 番	瑞慶覧 功 君
30 番	山 内 末 子 さん	43 番	比 嘉 京 子 さん
31 番	西 銘 啓史郎 君	44 番	末 松 文 信 君
32 番	座 波 一 君	45 番	島 袋 大 君
33 番	大 浜 一 郎 君	46 番	中 川 京 貴 君
34 番	呉 屋 宏 君	47 番	照 屋 守 之 君

説明のため出席した者の職、氏名

知 事	玉 城 デニー 君	保 健 医 療 部 長	大 城 玲 子 さん
副 知 事	謝 花 喜一郎 君	商 工 労 働 部 長	嘉 数 登 君
副 知 事	照 屋 義 実 君	文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 長	宮 城 嗣 吉 君
総 務 部 長	池 田 竹 州 君	総 務 部 財 政 統 括 監	平 田 正 志 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事 務 局 長	知 念 弘 光 君	主 査	親 富 祖 満 君
次 長	上 原 貴 志 君	政 務 調 査 課 長	平 良 潤 君
議 事 課 長	佐久田 隆 君	副 参 事 兼 課 長 補 佐	比 嘉 直 子 さん
課 長 補 佐	城 間 旬 君	主 幹	新 崎 洋 子 さん
主 幹	宮 城 亮 君	主 任	嶺 井 康 太 郎 君

○議長（赤嶺 昇君） ただいまより令和3年第6回
沖縄県議会（臨時会）を開会いたします。

13番 次呂久 成 崇 君 及び
21番 下 地 康 教 君
を指名いたします。

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 会期の決定を議題
といたします。

日程に入ります前に報告いたします。

本日、知事から、お手元に配付いたしました議案1
件及び補正予算説明書の提出がありました。

お諮りいたします。

次に、本日、座波一君外20人から議員提出議案第
1号「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
観光産業の再興に関する条例」の提出がありました。

今期臨時会の会期は、8月18日及び19日の2日間
といたしたいと思っております。

その他の諸報告については、お手元に配付の文書に
より御了承願います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、8月18日及び19日の2日間と決
定いたしました。

〔諸般の報告 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 会議録署名議員の
指名を行います。

◆ . . ◆
○議長（赤嶺 昇君） 日程第3 甲第1号議案を議
題といたします。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第121条
の規定により

知事から提案理由の説明を求めます。
玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事(玉城デニー君) ハイサイ グスーヨー
チューウガナビラ。

皆様おはようございます。

令和3年第6回沖縄県議会(臨時会)の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算議案1件であります。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第12号)」は、緊急事態措置期間のさらなる延長を踏まえ、8月31日までの営業時間短縮及び休業の要請に応じていただいた事業者に対する感染拡大防止協力金、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いた後、県内旅行の割引事業を速やかに実施するための準備経費として、67億3668万6000円を計上するものであります。

以上、今回提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ユタサルグトゥ ウニゲーサビラ。

ありがとうございます。

○議長(赤嶺 昇君) これより質疑に入ります。

甲第1号議案に対する質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

大城憲幸君。

[大城憲幸君登壇]

○大城 憲幸君 おはようございます。

ただいま説明がありました補正予算、甲第1号につきまして、通告に従いまして質疑を行います。

今ありましたように事業2点です。うちなーんちゅ応援プロジェクト、それから観光の支援事業に67億円の補正予算を組みますというような議案でございますけれども、御存じのようにコロナ禍ももう1年半、多くの県民が様々な制約あるいは自粛生活の中で、この緊急事態及びその延長が繰り返され、本当に多くの県民は先の見えない状況下にあります。また感染状況、あるいは病床の使用率、そしてワクチンの接種率等、主要な数値が全国でもワーストという状況が続く中で、我々はどうにかこの状況を打開しなければならない。そういうような思いで質問を行いますので、以下の4つについてお伺いをいたします。

1点目、ア、病床の確保策について、状況と今後の確保策についてお伺いいたします。

イ、ホテル等療養施設の確保策について、状況と今後の方策をお伺いいたします。

ウ、ワクチン接種について、国は今月末までに国民4割の接種完了を目指すとされていますけれども、本県の見込みは。また、現状の1日の接種回数と今後の強化策及び目標についてお伺いいたします。

エ、水際対策について、出発地を含め各空港での検査件数や割合等、検査の状況と今後の強化策についてお伺いをいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) おはようございます。

大城憲幸議員の質問にお答えいたします。

1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算(第12号)についての御質問の中の(1)のア、病床の確保状況と今後の方策についてお答えいたします。

県は、病床確保策として、病床確保に対する補助金やコロナ回復者を受け入れる後方支援医療機関への協力金の支給など、医療機関への支援に取り組んでおります。さらに、緊急対応方針を策定し、病院長会議等において、感染者急増時における病床の増床を依頼してきたところです。その結果、8月17日時点で753床の新型コロナウイルス感染症専用病床を確保していただいたところであり、さらなる病床の拡充に努めてまいります。

同じく1の(1)のイ、宿泊療養施設の確保と今後の方策についてお答えいたします。

県では、令和3年5月17日から5月31日までの間、宿泊療養施設の新規開設に向けて公募を行ったところ、県内全域から26宿泊施設の応募がありました。その中から、厚生労働省の方針に基づいた要件に合致する施設として、那覇・南部地域で1施設を6月15日から、中部地域で1施設を8月12日から稼働し、現在、7施設を宿泊療養施設として借り上げて702室を確保している状況であります。今後、さらなる拡充により約1400室の確保に向けて取り組んでいるところです。一方、宿泊施設運営に必要な人材の確保が課題となっていることから、看護師の募集及び民間人材派遣を活用した取組により、宿泊療養施設の拡充に努めてまいります。

同じく1の(1)のウ、ワクチン接種の見込み及び目標についてお答えいたします。

国が公表している8月16日現在の沖縄県の全年

代における接種率は、1回目が35.9%、2回目が25.5%となっております。一方、同日時点で県が把握している医療従事者を含む全人口に対する接種率は、1回目が40.8%、2回目が29.6%となっております。8月上旬の1日平均接種回数1万4237回から推しはかると、8月末での接種率は1回目が48.5%、2回目36.4%となる見込みです。引き続き各市町村と協力し、集団接種の回数の増や接種時間の延長などの強化策に取り組み、目標である全人口の70%以上に対する1回目接種を10月末、2回目接種を11月末までに完了するよう推進してまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） おはようございます。

よろしく申し上げます。

1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）についての中の（1）のエ、各空港における検査件数等及び今後の強化策についてお答えします。

国による沖縄便を含む搭乗前モニタリング検査の件数につきましては、7月20日から8月15日までの27日間で3万2903件、対象便の搭乗者数に対する受検率は約3.9%となっております。那覇空港における検査数については、7月1日から8月15日までの46日間で、抗原検査を含め1万3490件、到着口サーモグラフィー通過者数に対する受検率は2.9%となっております。離島空港における検査数については、7月1日から8月15日までの46日間で、宮古空港が2535件、下地島空港が594件、新石垣空港が1773件、久米島空港は7月16日から8月15日までの31日間で240件となっております。なお、民間検査場のある新石垣空港を除く各離島空港においては、地域住民で希望する者の検査も併せて実施しております。

今後は、8月31日までの夏季限定としている国の搭乗前検査につきまして、9月以降の継続や受検率の向上に向けた検査拡充及び搭乗キャンセルに伴う費用の負担等を国に要請してまいります。

以上でございます。

○大城 憲幸君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

大城憲幸君。

〔大城憲幸君登壇〕

○大城 憲幸君 4点お願いをしましたけれども、答弁をいただきました。

共通するのは、具体的に言うと、今のこの本当に冒頭申し上げた様々な主な指標が全国でもワーストという中で、県民も非常に先が見えない。そういう中で、じゃ県が今どういう方策を持っているのか。この今の状況を打開するために、今後こうするんだよと、こういうものをやるからもう少し県民頑張ってくれよと、そういうようなメッセージが必要だと私は思っています。それぞれ4点答弁いただきましたが、現状の課題というのは見えてきましたけれども、これを大きく改善できるような方策が答弁の中になかったなというのが残念なんですよね。そういう意味では、最後にまた知事の所見、あるいは決意もいただきたいんですけども、まずやっぱり病床使用率についても、日々変わるの私もよく理解をしております。今、753床を確保していますということで、現場でもほかの診療もしながらこのコロナ対策に割っていくという部分は、非常にそのバランス、あるいは現場の混乱というのは分かるんですけども、やっぱりこれは全国でも問題になっています。沖縄だけの問題ではないのは間違いありません。ただ冒頭で言った、やっぱりもう全国でも最悪の状況なわけですから、本当に野戦病院の議論も全国でもありますけれども、これ沖縄独自の取組というのでも必要だと私は思いますので、やっぱりそういうもの、これをやれば本当に何とか希望が見えるよというような大胆な策も必要だと思うんです。その辺について知事、考えがあればお願いします。

ホテル療養施設についても、これも予算は1400室分を確保していますよというのはずっと言っていることです。ただ前からずっとあるように、なかなか箱物だけでは駄目なんですと。人材が、看護師の確保ができないんですというような話もありました。それも当然、沖縄県内の限られた人材の中で、この人材を確保するのはほかの県よりも難しいということは私も理解をしております。しかしそれはもう1年半、何か月も同じような議論を繰り返しているわけですから、県外にお願いをするというようなことも、本当に大変なときに知事が自衛隊なり、ほかの都道府県にお願いしてやっていますけれども、やっぱり民間の力も活用して、この人材確保についても今後しっかりとやって、せつかく予算も確保しているわけですから、目標の1400というのをできるような取組をするというのは必要なことだと思うし、それを同じ議論を何か月も繰り返しているというのはどうなのかなというふうに思います。先ほど言った7施設、102室は確保していま

すよということですが、これをやっぱり知事のリーダーシップで大幅に確保する必要がある。ましてや報道等でもあるように、今もう家庭内感染が7割と言われている、感染した皆さんを家に置いておく自体がどうなのという声は、もう前の前から県民の間ではあるわけです。やっぱりそこは県民と知事の信頼関係のためにも、ここは大胆な策を提案できればいいなと思いますので再度お願いをします。

ウ、ワクチン接種についても、今1日1万4000回まで増えてきたというのは評価をいたします。ただやっぱり全国の平均で2回接種を4割目指すという中で、今のまま1万4000で順調に進んでも36.4%しか到達しないというのは非常に残念なことです。ただ、私が報道も含めて違和感があるのは、市町村の接種率に非常にばらつきがある。取組に非常に差があるという中で、共通してワクチンがないからということで、ワクチンがないからできないんだというような話をしていますけれども、我々厚労省から資料を取り寄せると、沖縄にワクチンは130万から140万ぐらい来ているよという答えも返ってくるわけです。だからそういう意味では、それこそ市町村と県との連携、あるいは今そういう少し進み切れてない市町村に対して、それを補完するのが県の役目というのはずっと言っているわけですから。そういう意味では、私もクルーズ船ターミナルなども視察をしても、12もワクチンを接種するスペースをつくって、その中で3つ、4つしか動いていないというのは非常に残念です。体制としては3倍も4倍も打てるんだよと言いながら、なかなかワクチンの供給体制なのか、ほかの課題があるのか、非常にそういうところで目詰まりを起こしてワクチン接種がなかなか前に進まない。そしてこの全国の中では24時間体制、あるいは様々な方策でいろんな知恵を絞ってワクチン接種をどんどん進めていますから、残念ながらこの全国と沖縄の差が開く傾向にあるように思うものですから、このスピードアップについてもリーダーシップを取ってやらないといけないんじゃないかなと。これまでの前例主義、職員任せではなかなか進まないというのを感じていますので、その辺についても再度お願いいたします。

最後のエ、水際対策についても、さっきあったように羽田で3.9%ぐらい、そして那覇空港でも3%に届かないぐらいの検査しかできていませんよということです。今、特にお盆前は、主要6空港だけでも1日1万3000名ぐらい那覇空港に出入りしているという話があります。その中の3%しか水際対策ができていない、検査ができていないというのは、やはり限界が

あると思います。これも言っているように4回も5回も緊急事態宣言を出す、そしてもう4か月も緊急事態宣言中で県民に様々な制約、自粛をお願いする。そういう中で、頑張ればしっかり経済を動かせるんだよと、頑張れば観光産業の皆さんにもしっかりこれまでどおり仕事をしてもらえるんだよというようなメッセージを出すためにも、やっぱりこの水際対策は強化する必要があるんですけども、残念ながら現状の報告はありましたが、強化策についてはありませんでした。これはぜひとも——もう過去のいい悪い、もう今はそんな責任論を議論している場合じゃないというのは百も承知です。だから今後、県民に対して明かりを照らすためにも、出口を見せてあげるためにも、今の感染を落ち着かせれば、水際対策を強化して外から入ってくる分についてはしっかりこの空港で止めるから、だから何とか今は踏ん張ってくれと、そういう観光関係団体あるいは県民との信頼関係のためにも、ここは今後の強化策を、しっかりとしたメッセージを出すべきだと思います。それに向けては我々議会も一緒に、それこそ与野党超えて提案もしていきたいと思っておりますけれども、知事の所見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時24分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 大城憲幸議員の再質問にお答えいたします。

私からは県の施策、メッセージ、改善策等、これからの取組等についてお話をさせていただきたい、回答させていただきたいと思っております。

まず、現在、医療体制が非常に逼迫した状況になっています。先ほども答弁にありましており、やはりそれぞれのベッドを確保するためのお願ひについても、病院長会議などを通してしっかりとその取組を進めていただいておりますが、しかし県のほうとしても、その状況を待たず一時待機ステーションを開設いたしまして、これまで20床を用意していましたところ、今度は30床に増やしていこうということで、まずその努力を続けております。さらには、中部地区からの搬送に時間を要するという点から、中部地区にもさらにこの一時待機ステーションを開設すべく、現在その検討を進めているところであります。

それから何といたしましても、検査体制の拡充は、こ

れも常に様々な形で取組を進めなければならないというこの考えから、抗原キットの配付について、これまでは介護施設への配付を順次進めてきております。そこからさらには保育所、障害者福祉施設など、いわゆるエッセンシャルワーカーの従事しているその現場へ抗原キットを配付させていただき、その抗原キットの活用についてもこれからどんどん拡充をしていきたいというような準備と取組を進めております。

それから何といひましても、この感染症の切り札となるのはワクチンの接種です。ワクチン接種についても、市町村の接種体制が遅延することがないように、国に対しては確実にそのワクチンの確保について、県からも強く要望を続けておりますが、さらに20代、30代のいわゆる活動的な世代の接種が各市町村でもかなり遅れているということもあります。県からもぜひその若い方々にもワクチンの接種の協力をいただいて、このコロナウイルス対策はあくまでも総力戦であるということについて、私どももしっかりとメッセージを発信し、県の取組も常に拡充強化していくという方向で進めてまいりたいと思いますので、引き続き御協力、御指導よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 大城憲幸議員の再質問にお答えいたします。

ホテル等の宿泊療養施設につきましては、予算としましては、全体で1400室が確保できる額を計上させていただいたところです。しかしながら、その確保に当たっては、やはり人材の確保が課題になっているところでありますので、議員おっしゃいますとおり、民間の活用も含めて今、鋭意取り組んでいるところでございます。まずは那覇にプラス1、それから先頃、中部に施設を開設いたしましたので、さらなる拡充に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

それからワクチンについては先ほど知事からもございましたが、市町村によっては進捗に差があるところもございます。特に小規模離島については、全住民についてワクチンがほぼ完了しているところも多くございます。ただ、都心部についてなかなか進んでいないという状況もございますので、県の接種センターも含めて接種の促進に努めていきたいというふうに考えております。

ワクチンの確保につきましても、第13クール以降、9月以降の3クルールの確保について国から示されたと

ころです。これはファイザーについてですけれども。ただし、9月以降の総量というよりも、まずは8月に前倒して確保いただきたいということをご希望をいただいているところでございまして、早く頂けることによって、早く着手できるということが効果的だと思いますので、引き続きそのような対応をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 大城憲幸議員の出発地等の受検率が低い、水際対策を強化すべきではないかという趣旨の再質問にお答えします。

出発地検査等につきましては、予約がいっぱいであるとか、陽性になった場合に航空機に搭乗できず、宿泊等を含めキャンセル料の補填制度がないなどの理由により、受検率が伸び悩んでいるというふうに考えております。今回の国の取組は夏季限定となっておりますが、出発地における事前の検査は9月以降も必要であります。

沖縄県としましては、先ほどの課題の解消を含め、継続的に実施していただくよう、しっかりと国に求めていくこととしております。

また県やOCVBのホームページにおいて、旅行商品や出発地での検査等、沖縄訪問前に利用できる検査、または那覇空港等における検査につきまして、周知・広報に引き続き取り組むとともに、直行便就航路線がある空港や航空会社とのタイアップに加え、県外におけるチラシ配布、観光情報ウェブサイトおきなわ物語やテレビ、新聞、雑誌、ウェブ、SNS等の周知効果の高い各種メディアを活用しまして、PCR検査等を推奨するようにプロモーションを展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 おはようございます。

甲第1号議案、一般会計補正予算（第12号）の案について、通告のとおり質疑をいたします。

まず、当補正予算編成の考え方に関してお聞きしたいのですが、今回の補正予算の説明資料を見る限り、67億円余の補正額のうち、96%の65億弱が休業要請等に係る協力金というふうになっております。これは、もちろん緊急事態宣言の中で休業要請または時短営業要請という形でやっていきますから、協力金を払

うというのはやって当然のことであるんですけども、この感染拡大防止のための事業または予算措置がないというのは、やはり補正予算第11号のときにも質疑をさせていただいたんですが、なぜかなと思う部分があります。これに関して県は、前の質疑のときにも、またこの補正予算の議案説明会の中でも、10号以前に講じた既存の施策があると。それで十分と考えているという認識を示しているという理解をしていますが、感染者数に関しては、何度も過去最多を更新しております。300名が過去最多だったのが、400、500、600、700という形でどんどん増えている。また医療も逼迫の一途をたどって、昨日の報道では、中等症2と重症の病床が一時満床になるというお話もありました。令和3年度に限っても、沖縄県は、年度初めから1回も途切れることなくずっと緊急事態措置等の下に置かれております。約半年、ある意味未曾有の長期間にわたると。これはほかの県でもない状況に沖縄はずっと置かれているということがあって、経済もまた県民生活も疲弊の極みにあると言っても過言ではないと思います。

そんな中、あちこち聞いて歩くと県民が一貫して求めているのは、緊急事態から早く脱却してくれと。感染を抑えて拡大防止をしっかりと図って行って、一刻も早く以前のような生活に戻りたいと。そういう声がほとんどです。それを実現するためには、緻密かつ明瞭な出口戦略をしっかりと立てて、それを実行に移して、また実行に移すだけではなくて、周知も徹底して県民の皆さんに協力をいただいて、全县を挙げて取り組んでいくということが必須だと考えるのですが、今、県からの話は補正11号のときには、まだこの緊急事態宣言の早期解除を目指すという声も聞かれました。今はその声も聞かれなくなっております。いつまで緊急事態措置等が続くのか。そういったことについて、主体的に取り組む気があるのかということをお私はずっと疑問に感じております。その中で、改めてこの予算編成の考え方、令和3年度当初から9月12日に至るまで一度も緊急事態措置等が解除されていないという事実に対する知事の見解と併せてお伺いしたいと思っております。

事業のことについても幾つかお伺いしたいのですが、うちなーんちゅ応援プロジェクトについて、市中でいろいろ話を聞いていると、支給遅れのクレームが非常に多く聞かれます。数か月前に申し込んだのに一向に支給されない。店を開けずとも家賃等で毎月お金が出ていくのに、入らないんだったら手持ちを切り崩さざるを得ないと。こんな状況じゃ協力する意欲も低

下するよという声が多く聞かれます。このプロジェクトに関して、実態がどのようになっているのか。誰が事業を運営して、どのような体制で実施しているのか。申請から支給までのスキーム、特に時間軸の部分です。どれくらいで支給ができるのかという部分が、県民皆、疑問に思っております。スムーズな支給のためにどのような対策を講じているのか、詳細をお聞かせください。

また市中では、非協力店舗に対する対応に関しても不満の声が日々多く、特に大きくもなっております。堂々と夜遅くまで開けている店も最近以前より多くなってきたんじゃないかなという肌感覚がありますし、閉めているように見せかけてこっそり開けているんだけれども、協力金をもらっているという店舗があるよという話も、うわさも絶えません。協力金の支払い遅れ以上に、この協力金受給に係る不公平感というのは協力の意欲を削るものだと思うんですけども、非協力店舗への対応、不正受給防止のための取組について現状とその詳細及び評価、今後の方針をお聞かせください。

そして次、地域観光事業支援に関して。

出口が見えないという話を先ほどの1番でもやっただけですが、担当部局は沖縄県の感染状況がステージ2以下になる時期をいつ頃だと想定しているのか。これはステージ2以下になったら支援するからその準備をするという事業になっておりますので、時期と根拠を伺いたいと思っております。

また当事業は、誰によってどのように展開されるのか、これも詳細を教えてください。

以上で1回目の質疑を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 小渡良太郎議員の御質問のうち1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）についての(1)、今回の補正予算編成の考え方についてお答えいたします。

県では、感染症対策経費について、令和3年度当初予算及びこれまでの補正予算において、おおむね10月までに必要となる経費を予算計上したところでございます。また、宿泊療養施設の設置運営経費につきましては、当初予算において、9月までに5施設を確保するための経費を計上した上で、6月の第9次補正予算におきまして、追加の6施設を含め10月以降分の年度内の経費を追加計上したところでございます。今回の補正予算は、政府の緊急事態措置期間のさらなる延長を踏まえ、8月31日までの休業要請等に応じて

いただいた事業者に対する協力金を追加計上するとともに、感染状況が落ち着いた後、県内旅行の割引事業を速やかに実施するための準備に要する経費を計上したところでございます。

なお、11月以降に必要となる感染症対策経費につきましては、9月補正予算において不足のないよう計上する方向で、現在関係部局と調整を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）についての御質問の中の(1)、緊急事態措置についてお答えいたします。

県では、4月1日から県独自の緊急特別対策を実施し、4月12日からは国によるまん延防止等重点措置区域に指定され、5月23日からは緊急事態措置区域に移行し、昨日、国の対策本部において、緊急事態措置を9月12日まで延長することが決定されたところです。この間、県対策本部においては、対処方針を定め、県民や事業者に向けて不要不急の外出自粛要請や、飲食店の休業要請等の具体的な対策を講じているほか、飲食店従業員やエッセンシャルワーカー等に対するPCR検査の実施、宿泊療養施設の確保、入院待機ステーションの開設など、様々な対策を講じてきました。その結果、7月上旬には一時減少傾向が見られたものの、感染力の高いデルタ株への置き換わりもあり、県内の感染状況はこれまでにないほど悪化した状況が続いており、感染拡大のピークはいまだ見えない状況でございます。

県としては、感染が拡大している現状を踏まえ、入院病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者へのフォローアップ体制の拡充など、医療提供体制の整備とともにワクチン接種の加速化を推進し、緊急事態措置の解除に向けて全力で取り組んでまいります。

同じく1の(2)のイ、非協力店舗に対する対応についてお答えいたします。

県では、市町村や各業界団体とともに夜8時以降の営業が確認された店舗の巡回を実施し、施設の休業または営業時間短縮の要請を行っているところです。これまで営業が確認された470店舗に対して事前通知を行い、149店舗に弁明通知書を交付しました。それでもなお要請に応じない141店舗に休業等を命じる文書を交付し、店名を公表しております。命令後も要請に応じない店舗については、7月21日に29店舗、8月18日に25店舗と、特措法に基づく過料を科すよう裁

判所に通知しているところです。

県としては、これらの取組により、沖縄県対処方針に基づき行っている飲食店等への要請の着実な実施及び協力店舗との不公平感の解消が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）についての御質問の中の(2)のア、協力金の支給体制及びスムーズな支払いのための対策等についてお答えいたします。

飲食店等向け協力金の事業については、1、コールセンター、2、電子申請システムの開発、3、電子申請のサポート、4、審査及び支払い業務、5、広報などを一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センターに外部委託しております。また、申請受付要項やQ&Aの作成、審査内容の最終確認、委託事業者からの疑義対応等を県にて実施しており、委託及び県職員、全体で約200名の執行体制となっております。申請から支払いまでの流れについては、電子申請で受付後、時短や休業に応じたことを証する写真や通常の営業時間の確認のほか、確定申告書や飲食店営業許可証などの書類審査を行い、内容に不備があれば疑義対応、不備がなければ、最終的に支払い口座の確認等を経て支給しております。本協力金の迅速な支給に向けては、関係団体からの要望等を踏まえまして、1、書類の一部免除、2、審査の簡略化、3、電子申請による受付、4、審査体制の拡充、5、電子申請サポート窓口の設置といった取組を実施しておりまして、引き続き早期支給に向け取り組んでまいります。

同じく1の(2)のイ、協力金の不正受給防止の取組等についてお答えいたします。

協力金の不正受給防止のための取組としては、令和2年12月に商工労働部内に協力金適正受給広報チームを編成し、適正受給を広報する巡回や、不正受給疑いの店舗に対する電話での事実確認を実施してきたところです。また、要項に虚偽申請をしないよう明記するほか、ホームページや動画でも注意喚起を行ってまいりました。令和3年度については、保健医療部による飲食店巡回チームや、支援機関、飲食業関連組合、県民からの情報提供を基に、審査の段階で要請に応じていないことが確認できた場合には、不支給としているところです。

県としては、不正受給と判断される事業者に対しては、協力金の返還を求めるとともに、営業許可証の偽

造や営業実態がない店舗の申請など、悪質な事案については、刑事告訴も視野に厳正に対処することとしております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 小渡良太郎議員の1、令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）についての(3)のア、ステージ2相当以下となる見直しについてお答えします。

国の示す警戒レベル判断指標においてステージ2相当と判断されるためには、8月17日現在5746人となっている療養者数を292人未満に、4527人となっている新規陽性者数を219人未満まで減らす必要があります。そのため、ステージ2相当以下の状況となるには一定の期間を要するものと考えられ、その時期を推測することは困難であります。県としましては、感染状況がステージ2相当以下へ移行後、速やかに域内旅行需要喚起を図るキャンペーンを開始し、観光関連産業の支援、県内経済の回復につながるよう、早急に準備を進めてまいります。

同じく1の(3)のイ、事業の展開についてお答えします。

地域観光事業支援は、観光庁の補助メニューを活用して実施するものであり、予算成立後、速やかに企画提案公募を行い、民間事業者から実効性及び効果の高い企画を広く募集することとしております。本事業では、プレミアム付宿泊旅行クーポンの発行・販売により、域内旅行需要を喚起するキャンペーンを行うこととしており、感染状況がステージ2相当以下に移行後、速やかにキャンペーンを開始できるよう、宿泊施設、加盟店等の参加事業者の募集、ウェブサイトの構築、クーポンの発行・販売・精算方法など、実施体制の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 小渡良太郎君。

〔小渡良太郎君登壇〕

○小渡 良太郎君 御答弁ありがとうございます。

2回目の質疑をさせていただくのですが、まず予算編成の考え方に関連して、行政の行動というのは、事業化と予算措置によって進められるというのは、これは基本中の基本であると思っています。先ほど総務部長の答弁の中で、10月までに必要な分は今の時点でしっかり計上しているんだと。足りない部分は少し追加で計上しているので大丈夫みたいな答弁があったんですが、今まで計上した分というのは、検査体制の充

実、病床確保の拡充、宿泊療養施設を増やしていくというものやワクチン接種を推進するといったものだったと私は記憶しております。それだけでは足りないから感染がこれだけ増えているんじゃないかと。デルタ株に置き換わって感染力が強いですから、それも一因があるとは思いますが、それでも昨今の感染者の伸びというのはあまりにも急過ぎる。ほかの都道府県と比べても、やはり上がるグラフを見ると沖縄がトップなんです。そうであるんだったら、しっかり足りない部分があるのかないのかということも精査をすることも重要です。感染拡大を食い止めようと、医療の逼迫をどうやって緩和していけばいいのか。また宣言を9月12日でちゃんと終わらせるんだという意味を示していくということが重要だと考えるんですが、なかなかこの補正予算、または説明から見えてこない。先ほど大城議員も質疑の中でおっしゃっていましたが、私も見えません。なぜ、この感染拡大防止に既存のもの以上に注力しようという行動を示さないのかというところを、私は疑問に感じているわけでありまして。

今、感染の状況を見ると、ほかの県だけじゃなくて、主要先進国と比較しても割合的にはトップクラスになっているという話もお聞きしました。医療は、先ほども言ったように逼迫の一途をたどっております。自宅で亡くなる人も出始めております。病院に入れずに自宅療養を余儀なくされて、その中で亡くなってしまふという事例が沖縄でも出てきている。先ほども申しましたように、今年度一度も緊急事態措置等から脱することができないばかりか、これがいつまで続くかわからないと。全く出口が見えない現状が今、沖縄を覆っております。新たな事業、新たな予算、この状況はどんどん変わっていつているにもかかわらず、そういった取組が見えていないというのは大丈夫かと。私自身は、そういった今の現状を許容できないからいろんな手だてを考えてほしい。新たな対応を考えてほしいと再三、前回の質疑でも、委員会でも述べ続けているわけでありまして。この現状を、こういう予算編成の在り方を見ていると、許容しているのかと。想定内だから、10月までに必要な分は全て上げている。今の状況も想定内だから、現状で大丈夫だという形を言っているんじゃないかというふうに捉えられてもおかしくない。そういうものだと思います。政治は結果責任ですから、この今沖縄を覆う苦境が許容範囲でないというならば、行動を起こさないといけない。県民に呼びかけるといっただけじゃなくて、県も腰を上げていろんなことを、できることをやっていかないと考えております。口だけで感染拡大は止まりませ

ん。誰一人取り残さない、県民の生命と財産を守るといふように言って行動を起こさないんだったら、それはまさしく人災と言っても過言じゃないのかなと私自身は考えます。

対策本部長、この状況をどう考えて、沖縄をどのようにしていこうというふうを考えているのか。感染拡大防止のために、先ほど総務部長が申しした10月までに必要な分を計上されているということで、十分だと考えているのか。緊急事態宣言をいつまでに終わらせる、その実現のために、こうこうこういうふうな対策を打つなどといった具体策があれば、それも併せて考えをお聞かせいただきたいと思います。

うちなーんちゅ応援プロジェクトに関して、部長の答弁の中で、不正受給防止のためにいろいろと広報チームを設置して、電話で確認して厳正に対処していくという答弁がありました。現在、この事例は何件くらいあるのかお聞かせください。それと併せて、協力の支出または不正受給防止とか非協力店舗への対応というものは、直接的な感染拡大防止にはつながらないまでも、うちなーんちゅ応援プロジェクトをきっちりやれば、間接的にはありますが、一定の感染拡大の防止が図れる施策であると私は認識しております。それをしっかり実現するためにも、やはり飲食店を営んでいる県民の方々の協力の意思というものが、極めて重要であると考えております。支払いの遅れ等聞いております。先ほどの答弁でも、支払いの遅れがあったかなかったかについては確認ができなかったんですが、多く聞こえるのは、店を開けたほうがもうかるけれども、感染拡大防止のために我々も協力するという県民の意思であります。その意思を尊重してしっかりとやっていくためにも、こういうクレームが出ないような対応をしっかりと整備して、今後は出しませんという形でやっていっていただきたいと思いますが、当局の見解を伺いたいと思います。

地域観光事業支援に関して、文化観光スポーツ部長の答弁だとステージ2に移行するまでの数字の桁が違いすぎて、私自身もまだまだなのかなと少し残念に思う部分ではあるんですが、ただそういったステージ2に移行して、沖縄が立ち上がって観光をまた元通りに戻していこうとする中で、そこから準備をするという形ではやっぱり遅い。今のうちに準備をしていくというのは、私自身も評価いたします。ただせっかくやるのであれば、これ以前にも県内旅行の促進というものは行われております。一定の効果は上げたと認識しているんですが、同時に少なくない数のクレームも上がってきたのも私は記憶しております。せっかくやるので

あれば、以前の取組の反省等を生かして、広範かつ多岐にわたる支援となるような配慮についても、事前にしっかり取りまとめをして、情報共有していくということも重要なことだと考えております。ステージ2に移行するのがいつになるか分からないにしても、以前にも増して有効性の高い事業とするための準備として、改めて以前の取組に関する反省点、課題点があればそれを教えていただきたい。それと併せて、今回この準備をするに当たって対策をどうしていくのかという考えも、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時0分休憩

午前11時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

[知事 玉城デニー君登壇]

○知事（玉城デニー君） 小渡良太郎議員の再質問にお答えいたします。

これまでの予算計上と取組について、さらに感染拡大防止に注力すべき具体策を示すべきではないかということについてお答えをさせていただきます。

議員御案内のとおり、県はこれまでも医療提供体制の整備、病床の確保、入院待機ステーションの開設、軽症者の宿泊療養施設の確保などを進めてまいりました。さらに相談検査体制の整備としては、PCR検査の拡充、令和2年8月には1日当たり1200件だった検査数を、令和3年8月には9000件余りまで拡充をすることが進められてまいりました。そのほかPCR検査の内容としても、保険診療、行政検査、エッセンシャルワーカー、飲食店従業員の無料PCR検査など、必要とするそれらの事業について都度予算化をし、その事業を進めてまいりました。さらには、今般やはりワクチン接種の促進を図る、加速化を図るという意義において、市町村のワクチン接種をサポートする、補完をするという形から広域接種センターを2か所、那覇クルーズターミナル接種センターを新たに設置し、さらに市町村のワクチンの加速化によって、11月末までには接種可能な7割を目指していこうという取組を市町村と協力して進めさせていただいております。

ですから、このように日々状況が変化していく中であっては、当然そのための予算、そしてそこから見込まれる次の対策のための予算の計上が必要だということも考えておりますし、国のほうにおいてもまだ具体的ではありませんが、交付金の交付決定のそういう情報なども入ってきております。しかるべき対応にか

かるためには、それらの情報をしっかり取り寄せ、分析をし精査をして、必要とあらばまた議会にお諮りをし、その取組が緩むことなく遅れることなくしっかりと取り組んでいけるように、部局を挙げて精査をし、取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 小渡議員の再質問にお答えいたします。

まず協力金の不正受給関連の事例についての御質問がございました。不正受給に関しましては、県のホームページの公表店舗、支給を実際している店舗を確認した県民から100店舗余りの不正受給疑いの情報提供がありまして、改めて審査するよう要望がございました。不正受給疑いの情報提供のある店舗については、申請や協力金受給の有無を確認の上、店舗ホームページの確認、さらにはSNSで実態を確認の上、必要に応じて電話で確認を取るなどして、虚偽申請や不正受給に該当していないか確認しております。なお確認を行った際に返還を申し出ている事業者もおりまして、適正に返納手続を実施することとしております。実際の事例としましては、第6期分でこれまで不支給が38件ございます。この不支給の全てが不正受給ということではないんですけれども、中には営業実態が確認できないといったようなケースも含まれておりまして、こういった事業者の申請に対しては不支給ということで対応しております。

それからもう一点、協力金が感染拡大防止に資する取組であるというような御指摘がございました。その前提として、やはり事業者の協力が必要であるという点については、我々のほうも重々承知しておりまして、事業者の協力を得るためにも、引き続き早期支給という点に努力していかなければいけないということで、その部分につきましては、事業者のほうからいろいろシステムの見直しというんですか、様式の簡略化、審査の簡略化、さらには体制の拡充といったような要望もございますので、それは意見を取り入れながら順次対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 小渡良太郎議員の、これまでの取組の課題とそれをどう改善していくのかという趣旨の御質問にお答えいたします。

県では、これまで第1弾から第3弾にわたり、おきなわ彩発見キャンペーンを実施してきたところです。前回までの大きな課題は、2つ挙げられるかと思っております。

1点目は、旅行代理店やOTA経由——オンライン経由で販売されたホテル、旅行商品が割引の対象となっているため、旅行代理店やOTAと契約または登録のない宿泊事業者は参加できず、その恩恵を受けることができなかった。

2点目は、旅行代理店やOTAが割引販売を行う宿泊旅行商品が割引率の高いリゾートホテルなどに集中してしまったということが挙げられるかと思っております。

これらの課題を改善するため、今回プレミアム付クーポン方式を採用することにより、クーポンを利用できるホテル、旅行代理店、地域クーポン利用加盟店など広く募集することができるため、旅行代理店やOTAを通さなくても直接参加できることとして、キャンペーン参加の対象を広げることにつながるものと考えております。また発行するクーポンは、1つ目が宿泊クーポン、2つ目が旅行クーポン、3つ目に交通系クーポンというふうに3種類準備しようと思っております。また4000円から1万円の額面のクーポンを用意し、それぞれ販売枚数を設定して販売することによりまして、割引率の高いクーポンに偏りが生じにくいような設計を考えているところでございます。

民間事業者の提案も受けながら、効果的な事業となるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 では、よろしく願いいたします。

まず、一般会計補正予算（第12号）案につきまして、うちなーんちゅ応援プロジェクトについてということで、これまでの申請件数及び支払い件数と総額について伺いたいと思います。

またイ、不支給になった件数について伺います。

ウ、期間中に開業し支給に至った事案の有無を伺います。

期間中に廃業した飲食店の法人数または店舗数を伺います。

(2)、地域観光事業支援について。

ア、県内旅行の割引事業の波及効果はどの程度を見込んでいるのか伺います。

イ、感染状況のステージ2以下とありますが、この判断指標は県指標か国指標かどちらを考えているのか伺います。

以上よろしくお願いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 商工労働部長。

〔商工労働部長 嘉数 登君登壇〕

○商工労働部長（嘉数 登君） 新垣淑豊議員の御質問にお答えいたします。

1、一般会計補正予算（第12号）案についての御質問の中の（1）のア及びイ、協力金の支給及び不支給の実績についてお答えいたします。1の（1）のアと1の（1）のイは関連しますので、一括してお答えいたします。

飲食店等向け協力金については、令和2年4月に受付を開始した第1期から令和3年7月に開始した第8期早期支給までの分について、令和3年8月13日時点で8万909件の申請に対し6万2548件、総額517億5673万9000円を支給したところであり、申請件数のうち2798件が不支給となっております。

同じく1の（1）のウ及び1の（1）のエ、要請期間中に開業し支給に至った事案の有無、廃業した飲食店の店舗数についてお答えいたします。1の（1）のウと1の（1）のエは関連しますので、一括してお答えいたします。

飲食店等向け協力金については、時短要請や休業要請の発出時点で食品衛生法に基づく営業許可を取得し、通常営業をしていたことを申請条件としていることから、要請期間中に開業した場合は、当該要請期間に係る協力金の支給対象とはなりません。よって、当該事案の支給実績はございません。また、飲食業関連組合によりますと、令和2年4月から令和3年6月までの期間に廃業した可能性のある飲食店は約180件とのことございました。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新垣淑豊議員の1、一般会計補正予算（第12号）案についての（2）のア、事業の波及効果についてお答えします。

地域観光事業支援については、8月16日に観光庁から約62億円の交付決定を受けたところであり、そのうち、クーポン原資として約56億円の活用が可能となっております。例えば、1万円の旅行商品を5000円で販売し、2000円の地域クーポンが付与された場合には、消費額が1万2000円となり、補助金投資額の約1.7倍の経済効果となります。1万円以上の商品が販売された場合には、これ以上の経済効果が見込まれることとなります。

同じく1の（2）のイ、感染状況の指標についてお答

えします。

地域観光事業支援について、観光庁が定める補助金交付要綱では、ステージ2相当以下と知事が判断した都道府県がキャンペーンの実施対象とされていることから、国の指標で判断することとなります。なお、主な指標では、10万人当たりの療養者数が20人未満、本県の人口で換算した場合は292人未満、新規陽性者数が1週間平均で10万人当たり15人未満、本県の人口で換算した場合には、1週間当たり219人未満、1日当たりでは31人未満となる必要があります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時19分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

新垣淑豊君。

〔新垣淑豊君登壇〕

○新垣 淑豊君 御答弁ありがとうございます。

再質疑いたします。

まずは、不支給になった数というのが2800件近くあるということで、この不支給になった理由としては、代表的なもので構いませんので、こういったものがあるのかお聞かせください。

期間中に開業して支給に至った事案の有無というのでは、その期間ではないと。次の期からは支給がされるということが分かりましたが、先ほど小渡議員の質疑の中でも、営業実態が確認できない店舗もあるというお話がございました。あくまでもうわさの範疇ですけども、協力金を目的とした開業がなされているという話を聞いております。安い物件を居抜きで借りて、協力金を得ているという話も聞いたことがありますが、このような情報は県として把握されているのかお伺いします。

そして、感染防止に協力ということで、営業時間の短縮や酒類の提供を控える、または休業しているところで、酒類を扱うところ、または持ち込みを許可している飲食業、こちらも金額的には厳しい、十分ではないと言ってもある程度の収入を得られるということになっております。私の知る店舗でも、昼の営業をしていて、人的な動きがなくなったために非常に売上げが落ち込んでいると。酒類を提供していないということで協力金が得られない。しかし周りからは、あなたたちは協力金をもらっているよねというような誤解を受けているというところもあります。そういったところは、もちろん生活を保つということが最優先と考えて、急遽アルコールの提供を始めたというよう

なお店もある一方、しかし酒類を提供していないということで、協力金が得られないという店舗ももちろんあると。しかし、矜持を守って協力金を得ていないという店舗もあります。そういった方々では、この営業時間午後8時以前でウイルスは落ち着くのかと、夜の8時以降はウイルスが活発になるのかというような声を私に投げかける方もいらっしゃいます。そのほかの業種・業界においても非常に厳しい経営状況についての声が我々のほうにも届いていますけれども、今この飲食業の中でも対応されていない店舗、それ以外に、飲食業以外のウチナンチュを応援するプロジェクトをこれは県として計画をしているのかということをお伺いします。

そして(2)番ですが、地域観光支援事業。県の判断指標というのは、今警戒レベルの第4段階にあるかと思えます。この事業の締切りは、予約販売がたしか12月31日、チェックアウトが1月1日ということで、このときの商品に対応されている県内旅行の割引事業だと思えますが、先ほど申しましたように県の警戒レベルは第4段階で、先ほどの答弁でも、いつ第2段階になるかという見込みもないという状況です。実際に今朝調べた政府のC I Oポータルでは、ワクチン接種率は非常に悪い状況であって、全国でも最低となっております。これはあくまでも全人口比であり、沖縄県は接種対象ではない若手、若年層も多いということもありますので、これは少し変わってくるとは思いますが、このワクチン接種の低迷と陽性者の状況改善がなされない場合は、この予定期間に間に合わないという可能性も出てくるのではないかとこのように私は思っております。例えば、そういったことを考えたときに、年度ぎりぎりまで、もしくは年度またぎで次の年度に繰越しをしてもらうというような算段をしているのかどうか。こういった交渉をなされているのかということと、もしなされているならどのような手段で行っているのかということをお伺いいたします。

そして、感染状況のステージ2以下ということですが、これは国指標というふうにおっしゃってありました。実は県の指標と国指標は異なる発表をしているということで、非常に混乱しているところもあります。全国的な状況との比較が難しいということですが、現在このまん延防止等重点措置であったり、緊急事態宣言地域というもの指定というのは、これは政府の対策本部長が中心となって行いますので、すなわち国が行うわけです。しかし、県のウェブサイトでは県の指針による指標というのが中心となっております。8月17日の重症者の病床占有率は

51.5%。しかし参考指標というところでは81.7%となっておりまして、さらに国指標になると184.5%ということで、本当に3倍以上の開きがあるわけです。これは県基準ではE C M Oの利用である、国基準では集中治療室、H C UであったりI C U、これの全てが対象となっておりますし、ピーク時の確保病床数を国としては見ている。県としては確保済みの病床数ということで、指針が異なっているわけですね。しかし、この県の発表資料の中でも、確保病床数というのが明示をされていないというところもあって、非常に状況が一目見て分かりづらいというふうになっています。重症化率も県と国の指標が違うということで、これは数字も変わってくるのではないかと考えています。例えば、県の重症者でいいますと17人。けれども国の基準に合わせると107人ということで、これも数値として大分変わるわけですね。こういった形で県の判断指標と国の判断指標が異なることで、割引事業の実行に対して、例えば県知事が判断するという話もありましたけれども、この数値を見たときに、なかなか県民として分かりづらいということがありますので、この統一化とそのほかの数値の明示化というものが今後必要ではないかというふうには私は思っております。この数値の統一化と明示化について、県はどのような方針を持っているのかお伺いをさせていただきます。

あと地域内観光が実行されるために、例えば接種証明であったり陰性証明というものを活用すべきではないかというような声もありますけれども、この点については県としてはどのように考えているのかということをお伺いさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時30分再開

○議長(赤嶺 昇君) 再開いたします。

商工労働部長。

[商工労働部長 嘉数 登君登壇]

○商工労働部長(嘉数 登君) 新垣淑豊議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、協力金の不支給の理由について伺いたいとのことでした。何点かございますけれども、まずその営業の実態が確認できないという点。それから先ほどの答弁で言いましたけれども、営業許可証の取得が要請期間中であったためということもございます。それから、その通常の営業時間が要請の対象外であったという事例もございました。あと受付期間終了後の申請というものもございました。こういったものが協

力金の不支給の事由となっております。

それから2点目、これは協力金目的で急遽、営業許可を取得するようなケースについて把握しているかということでございます。我々のほうにもいろいろ情報提供がございます。その実際の情報提供が飲食業や社交業の関係団体のほうから入りまして、これは営業実態等も含め情報提供をいただきまして、これを受けて厳格に審査をやっております。これは一事例ですけれども、同一敷地内に複数の店舗を開業したかのようなこともございまして、それは関係機関と連携を取りながら営業の実態とかそういったものが認められないということで、そこについては支給しなかったという事例もございました。

それから飲食業以外の支援ということについては、これから文化観光スポーツ部長のほうから答弁があるかと思うんですけれども、特に商工労働部としては酒類販売事業者支援金ということで、やはり卸のほうも非常に影響を受けておりますので、そういった事業を今後実施することとしております。これは対象月としては、5月、6月、7月、8月分ということで、8月12日から受け付けておりまして、売上げの減少が50%以上であれば個人で月10万円、法人で20万円、さらに売上げ減少が70%以上であれば個人が20万円、法人が40万円。さらに売上げがもう90%以上落ちているという事業者は、個人であれば月に30万円、それから法人であれば60万円といったような形で、この卸に対する支援についても事業化させていただいております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 文化観光スポーツ部長。

〔文化観光スポーツ部長 宮城嗣吉君登壇〕

○文化観光スポーツ部長（宮城嗣吉君） 新垣淑豊議員の再質問にお答えします。

まず1点目、飲食以外の業種への支援についてでございますけれども、県では観光関連事業者等応援プロジェクトにおきまして、今年の4月から8月のいずれかの月の売上げが前年度同月比または前々年度同月比50%以上減少し、かつ国の月次支援金を受給した県内事業者につきまして、事業継続のための支援を実施しているところでございます。対象事業者としましては、宿泊事業者、貸切りバス事業者、レンタカー事業者、観光施設事業者、小売・飲食店への卸事業者、運転代行等、幅広い業種の1万1600事業者程度の申請を予定しております。額につきましては、個人が上限10万円、法人につきましては規模に応じまして300万円までは上限20万円。300万円を超えると30万円ま

での支給となっております。7月30日から申請への受付を開始いたしまして、8月15日時点で644件の申請がなされて、うち17件給付してございまして、今申請から10営業日程度で給付できるように取り組んでいるところでございます。

続きまして、地域観光事業支援につきまして、現在12月末日までの旅行が対象となっております。これを年度をまたいでの執行について働きかけられるかという趣旨の御質問でございました。

この事業につきましては、国の地域観光事業支援の補助メニューを活用しておりまして、国のほうでは令和2年度から令和3年度の繰越予算という形になっておりますので、まずは令和3年度末までの執行を目指すという形になるかと思っております。これまでも旅行期間につきましては、7月末から順次、今回12月末までということで延長された経緯もございまして、地域の実情を勘案して、精算期間を勘案しながらということにはなるかと思っておりますけれども、有効に活用できるように沖縄県、それから全国知事会等を通して要望していきたいというふうに考えております。

それから3点目に、ワクチン接種者等へのインセンティブについて検討すべきではという趣旨の御質問でございましたが、このインセンティブの付与につきましては、その財源に加えまして、観光関連事業者等の協力が必要だというふうに考えておりますけれども、現在先行しまして石垣市の石垣空港における証明書の発行であるとか、あるいは民間事業者の有志によるブルーパワープロジェクトであるとか、そのほかにも旅行社やホテル等の独自の各種特典の企画が実施されているところでございます。県ではまずこれらの取組などを含めて、インセンティブを掲載する特設ページの準備もしているところであり、これらを紹介、発信することに加えまして、民間事業者が先行して実施している取組と連携した、包含したような取組を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 指標に関する再質問についてお答えいたします。

県では、警戒レベル判断指標というのを県独自に定めておりまして、これは昨年度の第1波終了後に専門家会議等の意見も踏まえながらコロナ本部で決定して、この間ずっとこの指標で追いかけてきているところでございます。また国においては、ステージ1から4までということで指標を定めておりまして、緊急事

態宣言の発出等については、国の分科会等でこの指標が判断されているところだというふうに認識しております。

議員おっしゃいますとおり、2つの指標があることによって分かりにくいという御指摘もありますので、県としましては、その統一化に向けて検討が必要だという認識は持っております。ただ、病床占有率については、実際にコーディネートに当たっている先生方が開発したOCASというシステムを使って、可能な限り実態に即した占有率を出す必要があるという御意見もあることから、そこは今後も医療現場の実態に即した内容がいいのか、それとも国の指標を使ったほうがいいのかというところは議論していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） その日々の病床確保数については、県としては数字を持っておりまして、ブリーフィングのときには公表させていただいております。ただ、ホームページ等での公表については、これからちょっと確認しますけれども、検討した上で公表に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（赤嶺 昇君） 照屋守之君。

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 おはようございます。

お願いします。

今コロナ感染症問題、多くの県民が不安、そして不満、憤りそういうのを感じながら——私もそうですけれども、とにかく何とかしないといかぬ。これはもちろん私もそういう立場ですから、いろいろやっていますが、青空が広がるけれどもなかなか心が晴れないという、何かそういう状況ですね。やっぱり沖縄県のコロナ対策本部、本部長を中心に146万県民の、あるいは41市町村の首長も含めて何とかしましょうよ。やっぱり知事が先頭に立って力強く打ち破っていくという、そういう姿勢が必要だと思います。ぜひ玉城知事、お願いします。

質疑を行います。

(1)、コロナ感染対策に伴う緊急事態宣言について。

玉城知事は、これまで感染対策を緊急事態宣言等に対応してきた。現在の緊急事態宣言の延長について

は、玉城知事は、解除に向けての決意も表明をしております。ところが、現実には感染は拡大し続けております。なぜ、感染予防の具体策を打ち出せないのか伺います。

イ、これだけ緊急事態宣言が延長されると県民も慣れてしまいその効果が現れているとは思えません。玉城知事は、何のための緊急事態宣言なのか、県民に伝え切れていないと思います。伝え方の問題かもしれません、見解を伺います。

ウ、緊急事態宣言が9月12日まで再延長とのことです。沖縄県の対応を伺います。また現在の沖縄県の状況について国とどのような協議が行われてきたか伺います。

(2)、全国最悪のコロナ感染率について。

玉城知事は、全国最悪のコロナ感染率について、対策本部長としてどのように捉え、どのようにしたいのか伺います。

イ、全国最悪のコロナ感染率からどのように抜け出すか伺います。

(3)、全国最下位あるいは下位のワクチン接種率について。

玉城知事は、全国最下位あるいは下位のワクチン接種率をどのように捉え、どうしたいのか伺います。

玉城知事は、11月までにワクチン接種を終えたいとしております。県内のワクチン接種を11月までに終わることができるのか伺います。

ウ、市町村との連携について、玉城知事は県下41市町村と11月までに終了したいとの協議をいつ、41市町村長と行ったか伺います。市町村長も同様に目標設定がされているのか伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 1、一般会計補正予算（第12号）、新型コロナウイルス感染対策についての御質問のうち(1)のイとイ、緊急事態宣言の周知及び感染防止の具体策についてお答えいたします。1の(1)のイと1の(1)のイは関連しますので、一括してお答えします。

県では、対策本部において、対処方針を定め、県民や事業者に向けて不要不急の外出自粛要請や、飲食店の休業要請等の具体的な対策を講じているほか、飲食店従業員やエッセンシャルワーカー等に対するPCR検査の実施、宿泊療養施設の確保、入院待機ステーションの開設など、様々な対策を講じてきました。その結果7月上旬には一時減少傾向が見られたものの、

感染力の高いデルタ株への置き換わりもあり、県内の感染状況はこれまでにないほど悪化した状況が続いております。このため、今月1日には、県、市町村、医療界、経済界が連携し、県民向けに緊急事態宣言下であることを周知するため、緊急共同メッセージを発出したほか、土日や祝日における大規模集客施設の休業要請など、新たな取組を実施しているところです。

県としては、感染が拡大している現状を踏まえ、入院病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者へのフォローアップ体制の拡充など、医療提供体制の整備とともに、ワクチン接種の加速化を推進し緊急事態措置の解除に向けて全力で取り組んでまいります。

同じく1の(1)のウ、国との協議についてお答えいたします。

県では、毎日の感染状況、医療提供体制の状況等について、国に報告しているほか、緊急事態措置に係る沖縄県対処方針など、特措法に基づいた措置を講じる際には、随時事前協議を実施しています。また、去る8月9日には、西村大臣と緊急事態宣言の対象に指定されている1都1府4県の知事とのテレビ会議が開催され、各自治体の厳しい感染状況や取組の状況、国における検討状況等について共有したところです。その際、沖縄県からは国に対し、感染拡大防止対策に係る財政的な支援やワクチンの早期配分等について要望したところです。

同じく1の(2)のアとイ、感染状況及びその改善についてお答えいたします。1の(2)のアと1の(2)のイは関連しますので、一括してお答えします。

県内では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからず、人口10万人当たり直近1週間の新規陽性者数で比較すると、全国平均が91.88人であるのに対して、沖縄県は285.71人であり、厳しい状況が続いていると認識しております。感染拡大を抑え込むためには、県民や事業者、団体等が一丸となって感染拡大防止対策に取り組む必要があるため、8月1日には、市町村、医療界、経済界の代表者と緊急共同メッセージを発出し、県民に行動変容を呼びかけたところであり、共同メッセージの発出を受け、県内では、各企業の自発的なテレワークの実施や、テレビ番組のテロップを使用した注意喚起、企業の個別訪問や街頭大型スクリーンを活用した広報啓発など、様々な取組が展開されております。県においてもテレビCMの放映や全庁体制における感染抑制等プロジェクトに取り組んでいるところです。これらのような取組を積極的に推進していくことにより、できるだけ早期に感染拡大を抑え込んでまいります。

同じく1の(3)のアとイ、ワクチン接種率及び接種完了見込みについてお答えいたします。1の(3)のアと1の(3)のイは関連しますので、一括してお答えします。

国が公表している8月16日現在の沖縄県における全年代における接種率は1回目が35.9%、2回目が25.5%となっております。一方同日時点で、県が把握している医療従事者を含む全人口に対する接種率は、1回目が40.8%、2回目が29.6%となっております。8月上旬の1日平均接種回数1万4237回から推しはかると8月末での接種率は1回目48.5%、2回目36.4%となる見込みです。引き続き各市町村と協力し、集団接種の回数の増や接種時間の延長などの強化策に取り組み、目標である全人口の70%以上に対する1回目接種を10月末、2回目接種を11月末までに完了するよう推進してまいります。

同じく1の(3)のウ、市町村との協議及び目標設定についてお答えいたします。

県は、遅くとも11月中に希望する全ての県民への接種を完了する旨を目標とした沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針について、市町村に対して、事前に方針案を示しております。市町村が掲げる接種目標につきましては、当該基本方針を踏まえ、各市町村においてもそれぞれの実情を勘案の上で、ワクチン接種の加速化に向けて目標設定がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 照屋守之君。

[照屋守之君登壇]

○照屋 守之君 答弁ありがとうございます。

玉城対策本部長の答弁はないんですね。

この全国最悪のコロナ感染率、そしてワクチンの接種率が下位の状況、これを改善するというのは、やっぱり沖縄県の総責任者としてどうあるべきかという方針を示さないといけないんじゃないですか。こういうことをテレビとかで——オリンピックですか、そういうふうにはテロップですとずっと全国最悪の感染率とか報道されて、ますます県民は不安に陥るじゃないですか。やっぱり対策本部のリーダーとして、感染率をどうしようとか、全国の中ぐらいまで持っていこうとか、あるいはワクチンの接種率をこれも全国の真ん中ぐらいまで持っていこうよと。そうすることによって県民に対するワクチンでの感染予防というこれにつながっていくという。だからここは県の責任者として方針をしっかり示した上で市町村とも連携を取るといのが対策本部のやるべきことじゃないかなと、私は思って

います。

ましてや今、県民の代表からこの感染率あるいはワクチンの接種率について対策本部長の答弁を求められて、保健医療部長が答弁する、玉城知事は本部長でありながら答弁をしない。だからそこを言っているんですよ。やっぱり県民にこういう場所で、玉城知事がコロナ感染対策にしっかりと取り組んでいくという、そういうふうなものを県民に示すべきだと思いますけれども、非常に残念です。先ほど部長からありましたワクチンの接種、これ県知事は11月末までにやると言っていて、それは市町村に通知しました。本来はこういう重要な案件は、県知事と41市町村あるいは市長会とか町村会の代表とかも含めて、リモートでもいいからしっかりそういう情報を共有して、やっぱり県が11月であれば市町村も11月までに一緒にやろうという形でやって、ワクチンが足りなければ県が責任を持って国から対応するという、そういう連携が必要なんじゃないですか。県がそう示したから市町村もそうなるだろうという、こういうやり方は本来の連携ではあり得ないでしょう。しっかりそこは具体的にそういうふうなことをやっているのか、リモートを通してやっているのか、この説明お願いをいたします。

感染率については、これだけ言ったら知事は答弁しないといけないでしょう。最悪の感染率、そしてワクチンの接種率が低いという、この件について対策本部長としてどう捉え、どういうふうにしたいのかということは、ぜひやっぱり本部長として県民の前に明らかにしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

今回の補正予算を見てみますと、コロナ予防に関する予算というのは入っていないんですか。感染が落ち着いた後、県内旅行の割引事業を実施するための経費ということですが、今回の緊急事態宣言がさらに9月12日まで再延長する、そういう予定でしょ。これその次に落ち着いた後にどうするという、そういう余裕が今の沖縄県にありますか。本来はこういう予算をつくってしっかり予防対策をしていくという、あるいは感染者の皆様方のその対応、病院も逼迫している。そうするとステーションとかいろんなものをつくって、また代わりの方法をやるとか、そういう予算をつくるべきじゃないですか。どうですか、この予算について、いま一度——今後のことを考えている余裕はないと私は思いますけれども。

予防対策についての対応についてお伺いします。

このコロナ対策本部、コロナ対策本部長は玉城康裕知事、玉城デニー知事、2人いるんですか。私、ある

文書を見たときに、対策本部長玉城康裕、そしてもう一つは対策本部長玉城デニーということになっていましたけれども、今対策本部長が2人いるということになっているんですか。この説明をお願いします。

議長、ちょっと休憩。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午前11時59分休憩

午前11時59分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○照屋 守之君 次に、コロナ感染対策に伴う緊急事態宣言についての一環ですけれども、せんだってテレビでオリンピックを見ておりましたら、沖縄は外国でいうロックダウンのような状況にあるというテロップが繰り返し流れているんですね。このロックダウンの状況ということをお県がああいう形で、これはマスクミを通してさせているんですか。このロックダウンってどういう意味ですか。私は個人的にはそういう状況にあるとは思ってなくて、あのテロップを見て非常にびっくりしましたけれども、ああいうふうな報道というか、その対応、その内容についても御説明をお願いします。

次に、最近中部の感染者が多く公表されていますね。これやっぱり地域ごとの対策というのは必要だと思うんですよ。その件についてもこのような予算を活用して対応していくのか伺います。

次に、中部の3つの病院長が沖縄市、うるま市に向いて中等症の感染者のステーションの設置、その必要性が訴えられているということをお伺いしております。これは県の対策本部も一緒になって、この中等症対策のステーションの設置、それに向けての動きがあるのかなというふうに思いがいたしますけれども、その中等症のステーションの設置、その件についてお願いをいたします。

次に、この対策本部の中でクラスター対応の対策班、これは設置してそういう対応をやっていますか。今沖縄県で起きているクラスター、この予防、それと発生したときの対応、あるいはまた再発防止策、こういうことを県の対策本部でどのような形でやっておりますか。うるま市の病院でそういう大型のクラスターが発生しております。この病院は1月にも発生しております。これは当然県にも連絡は行っていると聞いていますけれども、1月にああいうことが起こって、その後一緒にどういう対策を取られて、またああいう大量のクラスターになったのか、この県の対応、支援策、対策本部の対応、その説明をお願いいたします。

同時にもう一つ、今回のコロナ感染問題は、第5波

になるわけでしょ。第1波から2、3、4、5になるわけですね。県の対策本部は1波からそれをずっと対応してきたわけです。ですからこれまでの内容も含めて、こういうことが起こったら本来は先に対策を打つべきだと思っているんです。予防対策含めて。ですからそういうことで、全国の47都道府県でいろんな形で先んじて対応できているところがあると思います。知事会とのいろんな情報交換も大事だと思いますけれども、やっぱりこれは県として、特に優れているところはどういう対応をしているのかということ先進地を見て、それを沖縄に生かせるものは生かしていくという、そういう取組も必要だと思いますよ。私は何としても全国最悪の感染率というのはやっぱり脱したい、そのために県民にお願いをする、いろんな方々にお願いをするという、そういうことを対策本部を通じて一緒にやっていきたいなという思いがあって、そのことも含めてぜひ御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 質疑の途中であります。照屋守之君の再質疑に対する答弁は時間の都合もありますので、午後に回したいと思います。

休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時20分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

午前の照屋守之君の再質疑に対する答弁を願います。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 照屋守之議員の再質問にお答えいたします。

感染率、接種率改善についての取組方針等について伺いたいということもありますので、ワクチン関連まで含めて答弁をさせていただきます。

まず、感染状況の改善に向けた取組として、県対策本部において対処方針を定め、県民や事業者に向けて不要不急の外出自粛要請や飲食店の休業要請などの具体的な対策を講じているほか、飲食店従業員やエッセンシャルワーカー等に対するPCR検査の実施、宿泊療養施設の確保、入院待機ステーションの開設など、様々な対策を講じてまいりました。なおPCR検査の実績として、人口10万人当たりの検査実施件数は、沖縄県は2万350件で、これは全国4位の実施状況というようになっております。また、8月1日には県、市町村、医療界、経済界が連携し、県民向けに緊急事態宣言下であることを周知するため、緊急共同メッ

セージを発出したほか、土日や祝日における大規模集客施設の休業要請など、新たな取組を実施しているところです。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民、県民の生命及び健康を守るため、総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。新型コロナウイルスによる感染を抑え込み、安全・安心な島沖縄を一日も早く取り戻し、県民生活と経済に活気を取り戻すためには、感染症対策の最大の切り札となるワクチン接種を早急に行うことが重要であります。この感染症対策の最大の切り札であるワクチン接種については、10月末までに、全人口の70%以上への1回目の接種を目指し、沖縄県新型コロナウイルスワクチン接種基本方針を作成しており、県広域ワクチン接種センター等での接種を推進していくほか、接種主体である市町村への支援など、ワクチン接種の加速化に取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、県といたしましては、感染が拡大している現状を踏まえ、感染状況の改善を図るとともに、ワクチン接種の加速化をはじめ、緊急事態の解除に向けて全力で取り組んでまいります。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 照屋議員の再質問にお答えいたします。

まずワクチン接種につきまして、市町村長との意見交換があったかという趣旨の御質問についてお答えいたします。

まずワクチンにつきましては、市町村長との意見交換会を4月23日と6月4日に行っております。それからその取組につきましては、小規模離島等については個別に支援を行っておりますし、本島市町村についても事務方として個別ヒアリングを実施し、現状把握に努め支援を検討しているところでございます。また先ほど知事から答弁がありました、ワクチンの接種基本方針の策定につきましても、当該方針については、市町村長に事前に方針案を示させていただきまして、協力を求めているところでございます。

それから、今回の感染対策に関する予算計上がないということについての御質問につきましては、この間、宿泊療養施設の拡充や入院待機ステーションの拡充、それから中部への宿泊療養施設の新設、それから中部地区での入院待機ステーションの検討など行っているところでございます。これらについては、既存の

予算の範疇で今は対応が可能ということで、今回は補正予算には計上していないところではございますが、11月以降の分につきまして、9月補正にまた計上をさせていただきたいと考えております。それからこの間の取組としまして、抗原検査キットの導入、それから検査キャパの拡大ということで、検査体制の拡充に努めているところでございまして、以前は1日最大9000件と答弁申し上げましたが、現在1万3000件までどうにか拡大ができることとなっているところでございます。ワクチンについても接種の加速化、県の設置した3施設を活用して促進してまいりたいと考えております。

それから、コロナ対策本部長の名義等についての御質問にお答えいたします。

沖縄県知事名を使用する場合については、県を代表して契約、行政処分や公報に登載される条例の公布など法的な効果を伴う行為に係る公文書に知事の名前を表示する場合には、戸籍上の本名である玉城康裕を使用することとしております。他方、法的な効果を伴わないその他の公文書に知事の名前を表示する場合や記者会見、インタビュー、テレビ出演など県の紹介、その他の広報活動を行う場合は、玉城デニーを使用することとしております。新型コロナウイルス感染症対策本部長としての知事の名前を表示する場合について、特措法に基づき、私権の制限を伴う要請の発出など、法的な効果を伴って要請する公文書には玉城康裕の名前を、また緊急事態宣言の普及啓発など、法的な効果を伴わない場合は玉城デニーの名前を使用することが適切であると考えております。

続きまして、ロックダウンという言葉についてでございます。

県が市長会、町村会、離島振興協議会、医師会、看護協会、経営協会、商工会議所連合会など、各業界団体の皆様と共同で発出したメッセージの中で、今沖縄県内で確認される感染者の数は、人口比は全国ワーストで、海外諸国ではロックダウン相当のレベルですというふうな前置きをしたメッセージとしております。これらの表記から、テレビの放送において、その表現が使われているところもでございます。これ以外にも、県の対処方針から県が県民に対して呼びかけていることについても取り上げていただいているところでございます。

それから中部地域の感染状況等についてでございますが、今回中部地域が非常に厳しい状況にございまして、中部管内の発生者数がかなり多くございます。そのため、中部保健所の人員体制をさらに強化して対応

しているところでございます。また、中部の宿泊療養施設についても、8月12日から開所しているところでございます。それと併せて、入院待機ステーションについても中部地区で必要であるということで、中部地域の重点医療機関の皆様、それから沖縄市長の御協力をいただいて、場所については沖縄市でということ、今調整を進めさせていただいております。ただ、課題としましては、やはり人員の確保が課題でございますので、関係医療機関それから市町村とも連携して、早急に人員を確保して早期に開設できるように努めてまいりたいと思います。

それからコロナ本部におけるクラスター対策についてでございます。

県のコロナ対策本部の中には、医療機関や介護施設等のクラスターに対応するための対策チームを設置して取り組んでいるところでございます。1例でも発生した場合に、その施設に対して指導等を行っているところでございます。必要に応じて感染症の専門家を派遣するなどして、クラスターにならないような対応に取り組んでいるところでございますが、中部地区の医療機関で今起きております大規模なクラスターにつきましては、1回目のときに、感染管理の方法であるとか、ゾーニングのこと、それから職員のメンタルヘルスの件等、指導を行ってきたところでございますが、今回はやはりデルタ株の影響もございまして、再度クラスターという状況に陥っております。これについてもDMA Tの先生方や、それから本部からの動員、病院での本部の立ち上げなどにも県として関わっているところでございます。

最後に、予防対策として先進地の取組を活用してはどうかという御趣旨の質問についてでございます。

現在、県のコロナ本部には厚労省の地域支援班や国立感染症研究所の方々も随時関わっていただいております。全国の状況について御意見をいただいているところでございます。各県の先進的な取組については、しっかりと県でも把握をして、効率的また効果的な対策が取れるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○照屋 守之君 議長。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時33分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん では、通告に従いまして質疑を行います。

先ほどお昼のニュースを見ていましたら、日本から海外向けの7月の輸出量が昨年よりも37%増えているというニュースがありました。内容を見ますと、アメリカ向けの自動車販売、それから韓国向けの鉄鋼輸出と、海外はもうコロナ禍を一旦乗り越えて、また再流行しているという状況ではありますけれども、ある程度経済活動が戻ってきているのかなという印象を受けました。自動車や鉄鋼の生産消費の次には、やはりサービス産業である観光も消費需要が高まってきているのではないかと、そういったことも見越せるような状況が今、世界では起こっていると感じています。

一方、沖縄を見ますと、それどころではないと、今年の旧盆もコロナ感染から抜け出ることができないという状況になりました。8月1日からの県の緊急共同メッセージが発せられ、しかし、それ以降に新規感染者が急増してしまった。それにより、当初の8月15日から8月末まで緊急事態宣言も延長され、さらに政府が9月12日まで延長すると決定をしました。医療の逼迫のみならず、9月以降の県民の生活、学校生活、事業継続の不安と疲れを強いることになります。この中で提案された今回の補正予算につきまして、一部の飲食店に限った、また従来の対策の延長にすぎないのではないかとという県民の焦燥感、これが県民の自粛疲れや協力できないという行動につながっているのではないかと懸念をしております。今回は8月末までの補正予算ではありますが、9月以降は県の方針もやはり改善を超え、転換する必要があるのではないかとという問題意識を持って、質問をいたします。

(1)、財政調整基金における、特別減収対策債による県債発行を行った経緯について伺います。

コロナ対策費に充てるために、財政調整基金の取り崩しが続いておりました。6月時点では、2021年度末に残高が底をつく状態であるとされましたが、その後、前年度の決算を受けて、残高が回復する見込みという経緯があったと承知をしております。今回、補正予算の提案に当たりまして、財政調整基金の現状と併せて県債発行を行った経緯についてお尋ねいたします。

(2)、令和2年の決算調整後に財政調整基金が上方修正された理由の一つとして、県税収入の落ち込みが想定よりも小さかったと昨日の議案説明でもおっしゃっておられました。コロナ禍となって、県の経済は観光業界を筆頭に厳しい状況が続いているわけではありますけれども、昨年度の県税収入の落ち込みが予

想より小さかった要因をどう分析しておられるでしょうか。

そして(3)、今新型コロナの感染経路、飲食店よりも家庭内感染がやはり増えていることは連日の報道を見ていると県民誰もが知っております。しかしながら、今回の補正予算、限られた中での必要な飲食店への支援予算ではありますが、これまでと同じ休業要請と協力金の方策で、やはり感染拡大防止策としては限界が見えてきているのではないのでしょうか。さらに9月以降、同じような協力金の在り方が続くのではないかと懸念も私は持っております。9月以降の時短・休業要請についての見通しを現時点での見解で構いませんので伺います。

まずは以上御答弁お願いいたします。

○議長(赤嶺 昇君) 総務部長。

[総務部長 池田竹州君登壇]

○総務部長(池田竹州君) 喜友名智子議員の御質問のうち令和3年度一般会計補正予算(第12号)についての(1)、特別減収対策債発行の経緯についてお答えします。

特別減収対策債については、新型コロナウイルス感染症の影響により景気変動による通常の増減収を超えた大幅な減収が生じることが見込まれたことから、通常の減収補填債の対象にならない地方税及び使用料・手数料について、全国知事会を通じて特例的な県債の制度を国に要請したところ、令和2年度に新設されたものでございます。

県としましては、特別減収対策債を含め特例的な県債を可能な限り発行し、財源確保に努めたところでございます。

次に1の(2)、県税収入の落ち込みが予想より小さかった要因についてお答えします。

令和2年度県税収入は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込んだため、令和3年2月議会において過去最大の減額補正を行ったところであります。減額補正を行うに当たり、歳入欠陥を生じさせることがないように、令和2年12月までの県税の収入実績を基本に、総合的かつ慎重に見込んだものであります。しかしながら、法人事業税において見込みより減額とならなかったこと、個人県民税が堅調に推移したこと等から、結果として減額幅が縮小したものでございます。

以上でございます。

○議長(赤嶺 昇君) 保健医療部長。

[保健医療部長 大城玲子さん登壇]

○保健医療部長(大城玲子さん) 1、令和3年度一

般会計補正予算（第12号）についての御質問の中の(3)、今後の時短・休業要請についてお答えいたします。

国が定めた基本的対処方針においては、沖縄県の緊急事態措置が9月12日まで延長されることが示されたほか、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、緊急事態措置区域の都道府県は、飲食店等に対して休業や営業時間短縮の要請を行うものとしています。飲食においてはマスクをせずに利用することから、まずは家庭内にウイルスを持ち込まないための施策として、感染リスクの高い飲食店に対して時短・休業の要請をお願いすることも感染抑止の観点から引き続き取り組むものとしております。

県としては、感染が拡大している現状を踏まえ、入院病床や宿泊療養施設の確保、自宅療養者へのフォローアップ体制の拡充など、医療提供体制の整備とともに、ワクチン接種の加速化を推進し、緊急事態の解除に向けて全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 喜友名智子さん。

〔喜友名智子さん登壇〕

○喜友名 智子さん 御答弁ありがとうございます。

引き続き質疑をいたします。

特別減収債の発行、税収入の減収が見込まれるときに限っての特例と理解をいたしました。ただ今後もコロナ禍で税収の落ち込みが続くと予想するのがやはり妥当ではないかと思えます。今回のような県債の発行、今回一回限りのものになるのでしょうか。令和2年度決算を受けての発行であるならば、今回のこの予算はこの一回限りというふうに理解をしているんですけども、この認識で正しいのでしょうか。またそうであるならば、今後追加の必要予算について、なかなか確保が難しいと思われれます。その際に、ほかの県債を発行することについて、何か県のほうで検討をされているのでしょうか。特に、コロナ禍を災害とした地方債の発行について、総務大臣と協議をする考えなどはないか伺います。

なぜこのことを申し上げるかという、やはりこの——特にオリンピック後の新型コロナの新規感染者の急増を受けて、もうこれは災害ではないかという言葉が増えてきたように思えるからです。これまでも自衛隊の出動要請はしていただきましたけれども、これはもう既に災害扱いでのものと認識をしております。また、一昨日か昨日でしたか、東京都の感染症モニタリング会議では、参加している医師から、新型コロナが

災害レベルで感染が猛威を振るっている非常事態だという発言がありました。また、テレビ報道では、神奈川県医師もコロナ対策について、既に病院は災害時の対応であると発言をしております。さらに沖縄県の観光危機管理の実行計画を見ましても、危機管理の中に、地震、津波、テロなどと並んで感染症も災害であるというふうに定義をされております。このようなことを見ますと、コロナを災害と考えて地方債の発行を国と協議をする時期にきているのではないかと思います。現時点での県の見解を伺います。

休業・時短協力金については、これまでほかの議員の皆様方からも再三質問がありました。同じことをお尋ねしたかったのでこちらの質問は省きます。

次に、再質問なんですけれども、昨日の知事の記者会見で県民向けの要請として、外出回数、そして人数を半分以上にすると、要は人流を50%削減してくださいというような要請がございました。この5割削減とした根拠は何でしょうか。たしか6月の初め頃は、人流を70%削減したいというふうな形で県民に協力を要請していたかと思えます。そのときよりも感染状況が悪化している中で、人流を抑える目標値を7割程度から5割程度の削減と低くしたのはどういった根拠があったのでしょうか。

そして最後に改めて、現在県職員の皆様も本当に大変な中、コロナ対策で連日激務が続いているかと思えます。その中で、どうしても県だけでは限界があること、県民の暮らしと命を守るために、国に支援を必要としていること、知事から改めてメッセージを頂戴したいと思います。今、県民は県独自の対策、非常に強く求めていると私も市内を回っていて本当に強く感じます。しかし、県だけでは行うことが、実施することが難しい、国の協力があればこれができるということがありましたら、知事から改めてお聞かせいただきたいと思えます。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後1時47分休憩

午後1時52分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

玉城知事。

〔知事 玉城デニー君登壇〕

○知事（玉城デニー君） 喜友名智子議員の再質問にお答えいたします。

沖縄県から国に対して求めていることなど、その要望についてのお話がありました。

まず、やはり地方単独での財源には限りがありま

す。先ほど来議員からも質問がありますように、様々な手だてを講じてその財源を捻出していくことは非常に重要であるということの認識を保ちつつ、国への財政支援については、実は全国知事会からは地方単独分の臨時交付金ということで2兆2000億円の実質的な要求、要望も上がっているところであります。そのようなことから、県としてもこの緊急事態宣言下にある地域については、特に厚みを持った臨時交付金を求めてまいりたいというように考えております。

それから、医療人材が不足しているということは喫緊の課題となっておりますが、これらの医療人材の確保に対しては、県から7月27日に厚生労働省、8月6日に九州知事会、8月10日には全国知事会に対して医師及び看護師の派遣を要請いたしました。全国でも感染拡大が進んでいる中であって、幾つかの県からは沖縄県に医師、看護師を派遣していただいているということで、この状況での協力に対しては非常に感謝をしているところでございます。

それから、ワクチンの確保についてはこの間、河野太郎大臣に対しては市町村が接種をするファイザーワクチンの必要量及び要求量、それから県が行っております広域接種センターで使用するモデルナワクチンの必要量・要望量についても、確実に確保していただくよう重ねて要請を行ってきているところであります。そして、今般西村大臣には搭乗前モニタリング検査、いわゆるPCR検査と抗原検査ですが、これが8月いっぱいということになっていますので、9月以降の延長について要請をしているところであり、また旅行前検査の制度化をぜひ法的に整備をしていただきたいということ、検査の申込みをしてもすぐにいっぱいになって受け付けられないというその上限の幅を広げて、もっとさらに検査が受けられるように拡充していただきたいということと併せて、そこで陽性が見つかり、やむなく旅行キャンセルした場合のキャンセル料の補填についても、国の財源措置が必要ではないかということについても要請をさせていただきたいと考えているところであります。

いずれにいたしましても、このようにやはり地方単独ではなかなか財源措置ができない、人材確保が難しいということは、これは沖縄県のみならず地方からの切実な訴えであるということを重ねて政府に対しては申入れをし、着実にこの国の支援、そして県民、医療現場、各業界団体の皆様の総力戦と言えるこのコロナ対策について、県もしっかりとリーダーシップを持って取り組んでいけるように頑張りたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 総務部長。

〔総務部長 池田竹州君登壇〕

○総務部長（池田竹州君） 喜友名議員の御質問のうち、特別減収対策債などへの対応についてでございます。

特別減収対策債は、令和2年度及び令和3年度限りの措置とされております。また、減収補填債におきまして、令和2年度限り、様々な税目が追加され、地方の減収に伴う対策が行われてまいりました。今年度につきましては、半年——9月ぐらいになると大体今年度の税収のある程度の見込みが出てくるかと思えます。その状況に応じましては、減収補填債的なものをきちんと利用する必要があるかと思えます。税収の落ち込みによって必要な事業ができなくなるということは、やはりあってはならないと考えておりますので、税収の落ち込みが様々な分野にまたがる場合には、全国知事会などとも連携して、必要な財政対策を国に求めてまいりたいと考えております。

また、今般のコロナを——沖縄県防災計画にも載っておりますが、災害である地方債の協議を国と始めるべきではないかという御質問でございます。

地方債につきましては、地方財政法の第5条におきまして、原則として公共的な事業に充てることとなっております。今回の災害につきましては、いわゆるハード的な自然災害ではなく、公共事業的なものとはちょっと言いにくいことから、先ほど知事からありましたように、全国知事会におきましても、臨時交付金などいわゆる補助による支援を求めているところでございます。そういった点も全国知事会などとも連携しながら、必要な対策がきちんとできるよう、財源対策については国に求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 保健医療部長。

〔保健医療部長 大城玲子さん登壇〕

○保健医療部長（大城玲子さん） 喜友名議員の再質問にお答えいたします。

県では、県の対処方針に基づきまして、日中も含めた不要不急の外出の自粛を県民の皆様をお願いしてまいりました。それと併せまして、職場における接触の機会を減らすために、職場への出勤についてテレワーク等を活用した7割の削減をお願いしていたところでございます。今回、国の基本的対処方針においても同じようなことが書かれまして、職場への出勤については7割の削減を目指す、それから県民の皆様に対する外出の自粛については、たとえ生活必需品等の買物

であっても混雑を避けるために半減を目指すことを呼びかけるようにという基本的対処方針になっております。県の対処方針の中では外出自粛を求めています。生活必需品の買物でも混雑する時間を避け、週1回程度というようなことをこれまでも言ってきておりますが、さらにそれに加えて外出を半減することということで、分かりやすく表示をするということも含めてやっておりますので、決して緩くなっているということではございません。

以上でございます。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております甲第1号議案については総務企画委員会に付託いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

日程第4 議員提出議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

座波 一君。

[議員提出議案第1号 巻末に掲載]

[座波 一君登壇]

○座波 一君 休憩をお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時3分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

○座波 一君 提案理由を御説明するに当たり、今なお新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、その最前線で従事されている医療従事者の皆様をはじめ、県民生活に滞りがないよう御尽力されているエッセンシャルワーカー等全ての関係者の皆様に対し、深く感謝を申し上げるとともに、新型コロナウイルス感染症の罹患により亡くなられた方々に哀悼の意を表します。

ただいま議題となりました議員提出議案第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、県民の生命や健康は

もとより、県民生活及び県民経済に深刻な影響を及ぼし、特に、本県の基幹産業として極めて重要な地位を占め、県民生活の向上と県民経済の発展に大きく貢献している観光産業は、既に壊滅的な状況にあります。県民生活及び県民経済は、観光産業と密接に関連しているわけであり、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化することは、観光産業の再興だけにとどまるものではなく、県民の生命と暮らしを守ることにつながることは論をまたず確信するものであります。

そこで、観光産業が置かれている現状に鑑み、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策を強化し、観光産業の再興に向けた事前の取組とその方向性について県民等に明示することにより、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況に落ち着きが見られた際に、来訪者等が安全に安心して観光を楽しみ、かつ県民が安全に安心して生活や経済活動を行うことができる環境、すなわち観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の早期の実現を図るために、本条例を提案させていただいている次第であります。

次に、本条例の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第3条において、県の責務として、県は、県民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス感染症が観光産業に及ぼす影響、ひいては県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、観光産業に及ぼす影響等に関する実態の把握、観光関連事業者及び旅客施設設置者等が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策に必要な支援、その他の観光産業の再興に関する施策を総合的に策定し実施することとし、その策定に当たっては、沖縄県行動計画及び対処方針並びにこれらに基づく新型コロナウイルス感染症に対する対策との整合性の確保、その他の必要な措置を講ずることとしております。また、その実施に当たっては、情報通信技術の活用を図るほか、国、他の都道府県、市町村、大学、観光関連事業者等と連携協力して的確かつ迅速に実施することとしています。

第4条において、県民、来訪者、観光関連事業者及び旅客施設設置者等の責務として、県民等は新型コロナウイルス感染症の予防に努め、新型コロナウイルス感染症に対する対策及び観光関連事業者等支援施策の実施に協力するよう努めることとし、あわせて観光関連事業者及び旅客施設設置者等の責務として、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、旅客施設設置者及び管理者が適切な措置を講ずるよう努めることとし

ています。

第5条において、財政上の措置として、県は、観光関連事業者等支援施策を積極的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

第6条において、観光産業以外の産業への支援として、県は、この条例に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている本県の全ての産業に対する支援の強化、その他の必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

最後に、施行期日につきましては、県内において新型コロナウイルス感染症が急速に蔓延する中において、観光産業分野における対策を早急に強化することが、本県の基幹産業である観光産業、ひいては県民生活及び県民経済の一日も早い再興につながることは明らかであり、その状況を鑑みて、公布の日より施行することとしております。なお、本条例は、条例の効力を延長する一部改正条例の制定がない場合、令和4年3月31日限り、失効することとしております。

以上、提案理由を御説明させていただきました。

議員の皆様におかれましては、慎重に御審議の上、本条例が観光産業の再興にとどまらず、県民の命と暮らしを守ることにつながるものであることに御理解を賜り、観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の早期実現に向けた第一歩とすべく、本条例に全ての党派を超え、この条例が県議会の意思として、沖縄県の意思となり、この緊急事態を乗り越えるための政府折衝の後盾になることを切に願って提案理由といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時12分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。

本案に対する質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の回数は2回までといたします。

比嘉瑞己君。

〔比嘉瑞己君登壇〕

○比嘉 瑞己君 初めに、今回の新型コロナウイルスによってお亡くなりになられた方々や遺族の皆様からのお悔やみを申し上げます。また、医療機関の皆様をはじめ、コロナウイルスと闘っている全ての人々に連帯の意を表するものです。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず(1)、新型コロナウイルスの深刻な感染急拡大

の中、県、市町村、医療界、経済界が連携して感染防止対策を徹底する緊急共同メッセージを发出しております。感染拡大をどう抑え込むかが、今の重要課題ではないでしょうか。見解を伺います。

(2)、国が定める法律や沖縄県が策定した条例や計画が既に策定されておりますが、それを充実させることが必要ではないでしょうか。

(3)、観光産業は沖縄のリーディング産業であり、全力で支援すべきです。同時に県経済を支える全ての産業の再興が必要ではないでしょうか。

(4)、条例案では、県の責務や県民、来訪者及び観光関連事業者等の責務についての規定がありますが、国の責務についてはどのようにお考えでしょうか。

最後に、持続化給付金や家賃支援金など、国による補償制度を求める声が多く寄せられております。そうした内容も盛り込むことが必要ではないでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（赤嶺 昇君） 座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 それでは、比嘉瑞己議員の質問にお答えいたします。

(1)番と(4)番にお答えいたします。後は順次答弁者が替わるようになっております。

まず、比嘉瑞己議員の御質問の中の1の(1)、御指摘どおり、現在、本県の新型コロナウイルス感染症の状況は、感染の拡大に歯止めがかからない状況にあります。県、県市長会、町村会、医療関係団体及び経済団体等により沖縄県緊急共同メッセージを发出せざるを得ないほど深刻な状況にあるものと認識しているわけでございます。当然、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を守るための取組を最優先に講じることは言うまでもありません。同時に、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により経済的に困窮する県民への対応を早急に講ずることもまた重要であり、本県の基幹産業である観光産業の再興と県民生活、県民経済の速やかな立て直しと、将来、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いた際に、来訪者が安全・安心に観光を楽しみ、かつ、県民が安全に安心して生活や経済活動を行うことができる環境をあらかじめ準備することは、本県の喫緊の課題であると考えております。また今、補正12号で提案されました地域観光施設支援事業が事前の準備であるとの県の考え方と何ら矛盾することではないわけでございます。

そこで、県において新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を守るための取組を最優先としつ

つ、同時に、新型コロナウイルス感染症に対する対策としての観光産業の再興に関する措置の強化等が図られるように条例案を御議論いただきたく、今回条例案を提出させていただいております。

次に、問(4)に対するお答えをいたします。

これは国の責務についての御質問と考えておりますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第3条において、国は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する責務を有することが規定されているわけでございます。このことから、国は、新型コロナウイルス対策を講じて、国民の生命と暮らしを守る責務があることは明白であります。したがって、この条例案はそれを補完するものであり、県の取組の姿勢を示すものであります。

以上でございます。

次の答弁者と替わります。

○議長(赤嶺 昇君) 大浜一郎君。

[大浜一郎君登壇]

○大浜 一郎君 比嘉瑞己議員、御質問ありがとうございます。

それでは、比嘉瑞己議員の御質問の中の1の(2)、条例の必要性についてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策の強化を図るための一つの手段として、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、既に策定されている沖縄県行動計画を充実させる方法も検討したところであります。

ところで、都道府県行動計画の変更については、法の規定により議会へ報告することとしておりますが、これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたとの計画の変更の報告はなく、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が悪化し、県民の生命及び健康の保護を最優先すべきである現状を踏まえると、現行計画の変更にはかなりの時間を要するのではないかと考えられます。

一方で、県民の生命及び健康の保護と併せて、将来、県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いた際に、来訪者等が安全・安心に観光ができ、かつ、県民が安全に安心して生活や経済活動を行うことができる環境をあらかじめ準備することは、新型コロナウイルス感染症の深刻な影響により経済的に困窮する県民への対応として本県の喫緊の課題であると考えます。

そこで、提出者としては、新型コロナウイルス感染症が、本県の基幹産業としての重要な地位を占め、県民生活及び県民経済に大きく貢献している観光産業に

深刻な影響を与えている現状が、到底見過ごすことはできない本県の重要な問題であるとの認識の下、早急に措置が講じられる必要があるとの思いに至りました。そして沖縄県議会基本条例第16条第1項の定めるところにより、条例の形で議員提案による積極的な政策立案を行うことといたしました。

続きまして、1の(5)、国による保障制度を求める規定についてお答えさせていただきます。

提出者としては、県が責任を持って本県の基幹産業である観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策に全力で取り組む姿勢と、その方向性を県民等に明確に示すことが、観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の実現に極めて重要であるとの考えから、今回、条例案を提出させていただいたものであり、議員御指摘の持続化給付金や家賃支援金など国による保障制度を求める内容は、さらに充実した保障内容を盛り込んだ内容を県議会で検討して、本条例案とは別に意見書として要望することが適切であると考えております。

比嘉議員、どうか御理解をいただきたいと思います。

○議長(赤嶺 昇君) 西銘啓史郎君。

[西銘啓史郎君登壇]

○西銘 啓史郎君 比嘉瑞己議員の御質問の中の1の(3)、他の産業の再興についてお答えいたします。

その前に1つだけ、比嘉瑞己議員の御質問の中に、観光産業は沖縄のリーディング産業であり、全力で支援すべきであると同時にということでの他の産業の再興も必要じゃないかという御質問でありました。

私は、観光産業に関する質問をこれまで何度も取り上げてまいりました。その中で知事や執行部または県議会と野党、県民の皆様と同じ認識に立てているか、ときどき不安になりました。つまり、基幹産業、リーディング産業という観光産業の実態を我々がどのように共通認識を持ち、またさらに県民の皆様と共通の認識を持たせたかが一番重要であると思っております。その中で観光収入、平成30年度約7400億円、それが令和2年度2000億円、約5400億円の減収になっている実態をまず我々が共通認識として持つこと。それから、経済波及効果として観光関連産業1兆2000億円と言われております。県内総生産4.4兆円の約3割近くを占めるこの観光産業が今、壊滅的な状況になるということをお我々県議会、また執行部、県民の皆様ともこの認識を共有しなければならないと思っております。その中で、県が公表する沖縄県経済動向では、令和3年1月から3月期における各種指標の大きな落ち込みを背景に、景気は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に

より、後退しているとの判断をしていること等を踏まえると、比嘉瑞己議員御指摘のとおり、観光産業以外の産業についても新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているものと私も認識をしております。

そこで条例案では、この観光産業の再興に向けた取組のほかに、第6条において、県に対し、他の産業のための支援を講じるよう求めています。そういう意味でこれから条例の審議をする中で、ぜひ皆様の御理解、御審議を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 比嘉瑞己君。

[比嘉瑞己君登壇]

○比嘉 瑞己君 質疑への答弁ありがとうございます。

最後の質疑ですが、4点お聞きしたいと思います。

1つ目に、御答弁の中でも述べられていたかもしれませんが、今回提案されている条例と国の定めた特措法、重複するところが多々あると思います。それでも条例を制定するという事なんですが、例えば条例の3条で県の責務を規定しておりますが、国の特措法の24条でも、都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために、必要な協力の要請をすることができる」と規定されております。この重複部分のところを皆さんはどう整理するのか。でも条例をつくるんだというお話なんですけど、この法律も計画や県の条例もある中で、今回の条例でなければできない施策というものがあるのでしょうか。ちょっと長いのですが今の1点目です。重複についてどう考えるのか。この条例でなければできない施策とはどういうものなのか教えてください。

次に、財源確保の観点です。地方自治法222条は、地方公共団体の長は、必要な予算上の措置が見込まれるまでは、これを議会に提出してはならないと定められております。これは議員提案にあっても尊重すべきだというのが定説です。執行部との調整は、皆さんはお済みでしょうか。財源確保の見通しについてどのように考えているのか教えてください。

3つ目、今回、臨時議会での条例の提案となりましたが、条例の制定には慎重な議論が必要だと思います。今回、本会議に直接の提案となりましたが、本来であれば所管する経済労働委員会で提案し、十分な審議を経た上で本会議に上程するべきだと思いますが、その取組方、根底の考え方を教えてください。

最後に、国の責務についてです。

御答弁にあったように、国の責務は明白であると。今回の条例は補完するものであるという御答弁でし

た。特措法3条に国の責務が明確に書かれていると私も思います。そうであればなおさら明白であればこそ、この条例にしっかりと内容を盛り込むべきじゃないかと私は思います。県の責務も特措法の中にちゃんと書かれているわけで明白であり、同じく明らかですから、それでもなおこの条例に県の責務、また県民の責務まで書いてあるのであれば、国の責任というところをしっかりとやはり書き込むことが必要じゃないかと思えます。特措法第3条は、感染症から国民の生命及び健康を守ることは、国の責務である」とこのようにうたっており、一義的にこの感染症対策というのは、国のほうに責任があるわけですから、そういったことを盛り込むべきではないかと思えます。私たち県議会も求めてきました出発地での事前検査の強化・徹底、また今、逼迫している医療機関への支援など、こうしたことを求める内容のほうが県民から求められているかと思えますので、この点も教えてください。

よろしくをお願いします。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

座波 一君。

[座波 一君登壇]

○座波 一君 比嘉瑞己議員の再質問にお答えいたします。

今回、提出した条例案で盛り込む内容については、新型インフルエンザ等対策特別措置法や現行の条例の規定と重複しているものであることは十分承知しております。提出者といたしましては、県が責任を持って、本県の基幹産業である観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策に全力で取り組む姿勢とその方向性を県民等に示すことが、観光産業の再興と安心・安全の島沖縄の実現に極めて重要であるとの考えの下、観光産業の再興と安心・安全の島沖縄の実現に向け、欠かせない重要な規定について他の法令で既に重複するものであっても、改めて規定することとして整理してきました。したがって現行法、現行条例、現行計画を補完するものであるということをお理解いただきたいと思います。

さらにまた、県が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策については、観光産業に対する支援等を含め、知事において様々な措置を講じていることも承知しております。一方で、観光産業の再興のための措置を含む、新型コロナウイルス感染症に対する対策を県が講ずるに当たって、これらの対策を講ずる責任

の所在を明らかにし、県民や来訪者等から信頼され、理解と協力を得ることが不可欠である。県が責任を持って本県の基幹産業である観光産業の再興に全力で取り組む姿勢を示すこと。その方向性を条例として定めることが極めて重要であるという考えがなければいけないということであります。

次に2番目の御質問です。

御指摘のとおり、議員提出条例については地方自治法第222条第1項の直接の適用はないとしても、その規定を尊重することとされていることも十分承知しております。提出者としては、条例案の提出に当たってこの趣旨を尊重し、あえて財源確保の方策について直接の規定を設けないこととし、長の予算編成権に配慮しているわけでございます。

なお一般論として申し上げるならば、これまで新型コロナウイルス感染症に対する対策を講じる中で、その財源の確保が重要な課題となっていることは十分承知しているわけでございます。そこで今後の感染症対策に必要な予算の確保について、議会と知事が一体となって国に求めていくことが重要であるということをお理解願いたいと考えております。

以上、次の答弁者に替わります。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

西銘啓史郎君。

〔西銘啓史郎君登壇〕

○西銘 啓史郎君 比嘉瑞己議員の再質問についてお答えいたします。

審議日程が短いこと、なぜ事前に経労委に付託しなかったかということですが、我々提案者といたしましては、本県の観光産業を含む県民生活及び県民経済の一刻も早い再興に向け、直ちにその準備を講ずる必要があるものと認識しており、早期に条例が議決されるようお願いいたしたいと思っております。

それと、責務についてであります。4番目の質問でありますけれども、我々提案者としましては、県が責任を持って本県の基幹産業である観光産業分野における新型コロナウイルス感染症に対する対策に全力で取り組む姿勢と、その方向性を県民等に明確に示す

ことが観光産業の再興と安全・安心の島沖縄の実現に極めて重要であるとの考えから、今回条例案を提出させていただいたものであります。また、地方公共団体が制定する条例についての地方自治法第14条の規定についても十分認識をしておりますけれども、我々としては、とにかくこの県議会で早急に審議をしていただき、その中で採決をしてこの条例に基づいた行動をしっかりと行いたいというふうに思います。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時39分休憩

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

座波 一君。

〔座波 一君登壇〕

○座波 一君 すみません、答弁漏れです。

今回の条例でしかできない施策があるんですかということでもいいですか。

これは、一言で言えばそれをやるためにやっているわけでございます。具体的には、今、申し上げる状況といいますか、議場で具体的な事業名は控えたほうがいいと考えておりますが、これは委員会等の審議で多少具体的な話はできるかなというところでございます。

以上です。

○議長（赤嶺 昇君） 以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時41分再開

○議長（赤嶺 昇君） 再開いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号については経済労働委員会に付託いたします。

○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、明19日午後1時30分より会議を開きます。

議事日程は、追って通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時41分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 次 呂 久 成 崇

会議録署名議員 下 地 康 教

令和3年8月19日

令和3年
第6回 沖縄県議会（臨時会）会議録
(第2号)

令和3年
第6回

沖縄県議会（臨時会）会議録（第2号）

令和3年8月19日（木曜日）午後1時30分開議

議事日程第2号

令和3年8月19日（木曜日）

午後1時30分開議

第1 甲第1号議案（総務企画委員長報告）

第2 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

日程第1 甲第1号議案

甲第1号議案 令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）

日程追加 米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書

日程追加 米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議

日程第2 閉会中の継続審査の件

出席議員（48名）

議長	赤嶺昇君	23番	仲村家治君
副議長	仲田弘毅君	24番	仲宗根悟君
1番	新垣光栄君	25番	仲村未央さん
2番	翁長雄治君	26番	玉城武光君
3番	喜友名智子さん	27番	比嘉瑞己君
4番	島袋恵祐君	28番	当山勝利君
5番	玉城健一郎君	29番	照屋大河君
6番	大城憲幸君	30番	山内末子さん
7番	上原章君	31番	西銘啓史郎君
8番	小渡良太郎君	32番	座波一君
9番	新垣淑豊君	33番	大浜一郎君
10番	島尻忠明君	34番	呉屋宏君
11番	仲里全孝君	35番	花城大輔君
12番	平良昭一君	36番	又吉清義君
13番	次呂久成崇君	38番	崎山嗣幸君
14番	國仲昌二君	39番	玉城ノブ子さん
15番	瀬長美佐雄君	40番	西銘純恵さん
16番	山里将雄君	41番	渡久地修君
17番	上里善清君	42番	瑞慶覧功君
18番	當間盛夫君	43番	比嘉京子さん
19番	金城勉君	44番	末松文信君
20番	新垣新君	45番	島袋大君
21番	下地康教君	46番	中川京貴君
22番	石原朝子さん	47番	照屋守之君

職務のため議場に出席した事務局職員の職、氏名

事務局 長	知念弘光君	主 幹	宮城 亮君
次 長	上原貴志君	主 査	親富祖 満君
議事課 長	佐久田 隆君	政務調査課主幹	嘉陽 孝君
課 長 補	佐城間 旬君	主 幹	下地 広道君

○議長（赤嶺 昇君） これより本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告いたします。

昨日、照屋守之君外13人から、議員提出議案第2号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議」の提出がありました。

○議長（赤嶺 昇君） 日程第1 甲第1号議案を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務企画委員長又吉清義君。

〔委員会審査報告書（予算） 巻末に掲載〕

〔総務企画委員長 又吉清義君登壇〕

○総務企画委員長（又吉清義君） ただいま議題となりました甲第1号議案の予算議案について、以下、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、総務部長の出席を求め慎重に審査を行ってまいりました。

審査の過程における執行部の説明及び質疑の概要等について申し上げます。

甲第1号議案「令和3年度沖縄県一般会計補正予算（第12号）」は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策を実施するため、緊急に予算計上が必要な事業について補正予算を編成するものである。

補正予算案の総額は、歳入歳出それぞれ67億3668万6000円で、補正後の改予算額は、9680億1329万円である。

歳入の内訳は、国庫支出金及び繰入金である。

歳出の内訳は、休業要請等に協力した事業者に対する感染拡大防止対策協力金に要する経費及び感染状況が落ち着いた後、県内旅行の割引事業を速やかに実施するための経費であるとの説明がありました。

本案に関し、うちなーんちゅ応援プロジェクトの協力金について、従業員の生活の確保等を考えると、休業要請等に応じられないという状況が全国各地で出ているが、沖縄の状況はどうかとの質疑がありました。

これに対し、緊急事態措置が発出されて以降、7月16日までに285店舗の営業が確認されていたが、緊急事態措置の延長後、4連休や夏季休暇期間を機に営業を再開する店舗が新たに185店舗、合計で470店舗の営業が確認された。しかし、その後、県が巡回指導を行ったところ、その要請に協力した店舗も出てきており、弁明書の通知に至った店舗は8月3日時点で149店舗となっている。

今後市町村、業界団体と連携して巡回を継続するなど、裁判所への過料も見据えて要請に応じるよう働きかけていきたいとの答弁がありました。

次に、出発地でのPCR検査について実施したアンケート結果はどうだったのか。また、PCR検査を受検しなかった理由は何かとの質疑がありました。

これに対し、今年4月1日以降に関東、関西、中部及び福岡から来県し、沖縄に1泊以上宿泊した人を対象に1600人分を集計した結果、来県の3日前までに検査を受けた人の割合が18%、来県の7日前までに受けた人が約38%、来県の10日前までに受けた人が42%、それ以前を含めて全体として来県前に検査を受けた人が約47%である。

受検しなかった主な理由は、必要性を感じなかったが約35%、検査を受ける時間がなかったが約22%、予約が取れなかったが約16%、ワクチンを接種済みが約15%であるとの答弁がありました。

そのほか、コロナ対策に係る財源確保の国への要請内容及び感染拡大防止対策協力金の支給単価引上げ要求の必要性などについて質疑がありました。

採決の結果、甲第1号議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会における審査の経過及び結果を申し上げますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。御報告を終わります。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより甲第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、お諮りいたします。

議員提出議案第2号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議」は、緊急を要する事件と認め、この際、日程に追加し審議することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、緊急を要する事件と認め、日程に追加し審議することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） この際、議員提出議案第2号米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書及び議員提出議案第3号 米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

照屋守之君。

〔議員提出議案第2号及び第3号 巻末に掲載〕

〔照屋守之君登壇〕

○照屋 守之君 ただいま議題となりました議員提出議案第2号及び第3号の2件につきましては、米軍基地関係特別委員会の委員により協議した結果、議員提出議案として提出することに意見の一致を見ましたので、提出者を代表して提案理由を御説明申し上げます。

提案理由は、米軍属による強制性交等未遂事件について関係要路に要請するためであります。

次に、議員提出議案第2号を朗読いたします。

〔米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書朗読〕

次に、抗議決議につきましては、内容が意見書と同じでありますので、宛先だけを申し上げます。

〔米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議朗読〕

以上で提案理由の説明は終わりますが、慎重に御審

議の上、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員提出議案第2号の意見書の宛先に係る県内所在関係機関、同第3号の抗議決議の宛先で、米陸・空軍エクステンジサービス太平洋管区本部司令官及び在沖米国総領事につきましては、米軍基地関係特別委員会委員を派遣する必要があるとの意見の一致を見ておりますので、議長におかれましてはしかるべく取り計らっていただきますようお願い申し上げます。

○議長（赤嶺 昇君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号及び第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、両案については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

○議長（赤嶺 昇君） これより議員提出議案第2号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する意見書」及び議員提出議案第3号「米軍属による強制性交等未遂事件に関する抗議決議」の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号及び第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（赤嶺 昇君） ただいま可決されました議員提出議案第2号及び第3号については、提案理由説明の際、提出者からその趣旨を県内の関係要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣していただきたいとの要望がありました。

よって、お諮りいたします。

議員提出議案第2号及び第3号の趣旨を県内の関係

要路に要請するため、米軍基地関係特別委員会委員を派遣することとし、その期間及び人選については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） 日程第2 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

〔閉会中継続審査及び調査申出書 巻末に掲載〕

○議長（赤嶺 昇君） 経済労働委員長から、会議規則第82条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

経済労働委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤嶺 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、経済労働委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。



○議長（赤嶺 昇君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

今期臨時会の議会活動状況は、後ほど文書をもって報告いたします。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第6回沖縄県議会（臨時会）を閉会いたします。

午後1時45分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 赤 嶺 昇

会議録署名議員 次 呂 久 成 崇

会議録署名議員 下 地 康 教